

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	1
担当課	部課等名	こども政策課	
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 2 6 8 4	
件 名		都城市こどものあそびば設計等事業者選定支援業務委託	
業務等の内容		こどものあそびばに係る建築・外構・遊具の設計等に係る事業者選定に当たり必要となる、募集要項等の作成支援に加え、法務チェックなどを行うもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市江平西一丁目 5 番 1 1 号	
	名 称	パシフィックコンサルタンツ株式会社 宮崎事務所	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務は、こどもが天候を気にせず、のびのびと遊ぶことのできる環境づくりを進め、本市の子育て支援をより一層輝かせるために整備する「こどものあそびば」の設計事業者の選定に当たり必要な発注者支援業務である。 上記事業者は、当該施設の基本計画策定業務の受託事業者であり、施設整備の基本的な方向性、機能配置、規模等の計画内容を詳細に把握している。また、基本計画策定時に蓄積した施設の特性や課題、候補地・候補地周辺の現状等に関する知識を有しており、これらの知見を活用することで、一貫性のある効率的な発注者支援が可能である。 仮に他の事業者に本業務を委託した場合、基本計画の内容や策定経緯の理解に時間を要し、業務の遂行に支障をきたすおそれがある。 この点、上記事業者は、既に当該施設に関する基礎資料や検討経緯を保有しているため、迅速な業務着手が可能であり、基本計画との整合性確保や品質管理の観点からも、計画策定事業者による一体的な業務実施が最も効果的かつ合理的である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 4 月 1 3 日	
契約金額		16, 137, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	2
担当課	部課等名	総合政策課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1	
件 名		スマートインターチェンジ設置箇所事前調査業務委託	
業務等の内容		スマートインターチェンジ設置候補地となる用地の事前調査として、各筆の土地、家屋等の所有者の確認を行う業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市姫城町 6 街区 2 1 号	
	名 称	都城市土地開発公社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務は、スマートインターチェンジの設置候補地各筆の所有者の住民票及び戸籍謄本の受領を行った上で、所有者又は相続人を確定する業務である。 本業務については、スマートインターチェンジの事業地として確定に至っていない用地取得に係る調査であるため、秘匿性が極めて高く、非公開業務として進める必要がある。このため、本業務の委託先選定については、業務の性質及び目的が競争入札に適さず、また、実際の業務遂行が見込める団体に依頼する必要がある。 上記事業者は、都城インター工業団地高木北地区及び梅北インター工業団地の事前調査を受託しており、本市での調査実績がある団体である。 以上の点を考慮し、本市が実施する以上に効率的かつ円滑に実施できるのは、本市に代わって公共用地取得事務を行うことができる専門的な団体として設立し、本市での調査実績がある上記団体以外になく、公有地の拡大の推進に関する法律第 1 7 条第 2 項第 2 号に規定される業務について、同団体と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 4 月 1 4 日	
契約金額		2, 296, 811 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	3
担当課	部課等名	環境施設課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9	
件 名		使用済み乾電池等処理処分業務委託	
業務等の内容		都城市リサイクルプラザに収集された使用済み乾電池の処理処分を委託するもの	
契約の相手方	所在地	福岡県北九州市若松区響町1-62-17	
	名 称	株式会社ジェイ・リライツ	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		都城市リサイクルプラザに集められる使用済み乾電池は、都城市リサイクルプラザ再資源化物要綱に基づき、リサイクルプラザ再資源化物取扱指定業者登録台帳に登録された業者がリサイクル処理を行うこととされている。 使用済み乾電池の再資源化物取扱指定業者として当該台帳に登録されているのは 4 者であるが、そのうち 2 者は当市が求める仕様どおりの業務履行ができず、1 者は現在九州地区での処理処分を行っていない。 以上の理由により、処理処分を行える業者は残る 1 者に限られるため、当該事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 4 月 1 4 日	
契約金額		5, 228, 300 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	4
担当課	部課等名	環境施設課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9	
件 名		使用済み蛍光管処理処分業務委託	
業務等の内容		都城市リサイクルプラザに収集された使用済み蛍光管の処理処分を委託するもの	
契約の相手方	所在地	福岡県北九州市若松区響町1-62-17	
	名 称	株式会社ジェイ・リライツ	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		都城市リサイクルプラザに集められる使用済み蛍光管は、都城市リサイクルプラザ再資源化物要綱に基づき、リサイクルプラザ再資源化物取扱指定業者登録台帳に登録された業者がリサイクル処理を行うこととされている。 使用済み蛍光管の再資源化物取扱指定業者として当該台帳に登録されているのは 2 者であるが、このうち 1 者は、現在九州地区での処理処分を行っていないため、実際に処理処分を行える業者は上記事業者のみに限られる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 4 月 1 4 日	
契約金額		1, 527, 680 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	5
担当課	部課等名	財政課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 3	
件 名		地方公会計財務書類作成業務委託	
業務等の内容		令和 7 年度決算分の財務諸表の作成及び固定資産台帳の更新などに対する支援を行うもの	
契約の相手方	所在地	佐賀県佐賀市木原二丁目 6 番 5 号	
	名 称	税理士法人 諸井会計	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本件は、令和 7 年度決算分の財務諸表の作成、固定資産台帳整備の更新などの業務を委託するものである。 業務の履行に当たっては、地方公会計の専門知識を有することはもとより、本市の固定資産台帳の内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 この点、上記事業者は、プロポーザルにより本市の地方公会計制度構築業務委託を受注した事業者であり、財務諸表の作成及び運用開始時の固定資産台帳整備を行っているため、本市の固定資産台帳の内容に精通している。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 4 月 1 5 日	
契約金額		4, 367, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	6
担当課	部課等名	福祉課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 2	
件 名		高齢者元気ハツラツ商品券交付事業に伴う取扱店舗（各商工会管内）登録業務委託	
業務等の内容		高齢者元気ハツラツ商品券取扱い店舗募集業務について委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市山之口町花木 2 0 3 9 番地 6	
	名 称	都北商工会連絡協議会	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		高齢者元気ハツラツ商品券を広く利用してもらうためには、多数の取扱店舗を確保する必要があるが、上記事業者は、市内各商工会（荘内、中郷、山之口、高城、高崎、山田）管内の商工業事業者に多くの会員を有し、幅広く周知を行うことができるとともに、会員の業種、業態にも精通しており的確な登録業務を実施できる。 また、上記事業者は、これまでにふるさと応援券や暮らし応援券及びプレミアム付スマイル商品券（第 2 弾、第 3 弾、第 4 弾、第 5 弾）でも実績があり、適切かつ確実に業務を行っている。 以上の理由により、本業務の的確かつ確実な履行が可能である上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 4 月 1 5 日	
契約金額		5, 821, 200 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	7
担当課	部課等名	福祉課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 2	
件 名		高齢者元気ハツラツ商品券交付事業に伴う取扱店舗（商工会議所）登録業務委託	
業務等の内容		高齢者元気ハツラツ商品券取扱い店舗募集業務について委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市中町 1 7 街区 2 号 T E R R A S T A 2 F	
	名 称	都城商工会議所	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		高齢者元気ハツラツ商品券を広く利用してもらうためには、多数の取扱店舗を確保する必要があるが、上記事業者は、都城商工会議所管内の商工業事業者に多くの会員を有し、幅広く周知を行うことができるとともに、会員の業種、業態にも精通しておりの確な登録業務を実施できる。 また、上記事業者は、これまでにふるさと応援券や暮らし応援券及びプレミアム付スマイル商品券（第2弾、第3弾、第4弾、第5弾）でも実績があり、適切かつ確実に業務を行っている。 以上の理由により、本業務の的確かつ確実な履行が可能である上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 4 月 1 5 日	
契約金額		1, 465, 065 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	8
担当課	部課等名	こども政策課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4	
件 名		こどものあそびば整備事業用地取得業務委託	
業務等の内容		こどものあそびば候補地となる用地の取得にかかる交渉及び契約、登記事務等の業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市姫城町 6 街区 2 1 号	
	名 称	都城市土地開発公社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務は、こどものあそびば候補用地の所有権移転登記等を行うために土地等登記簿謄本並びに所有者の住民票及び戸籍謄本等を受領すること、また、所有者又は相続者を確定した後に用地取得にかかる交渉、契約、及び登記事務を行う業務である。こどものあそびば整備事業は公益性が高く、本市が事業主体として実施している。 本業務の契約の相手方の選定については、その公益性の高さから、業務の本質及び目的が競争入札に適さないため、本市に代わって業務遂行が出来る団体である必要がある。 以上の点を考慮し、公有地の拡大の推進に関する法律第17条第 2 項第 2 号の規定に該当し、本市に代わって公共用地取得事務を行うことができる専門的な団体として設立した上記団体と随意契約をするものである。	
契約締結日		令和 8 年 4 月 1 5 日	
契約金額		2, 058, 100 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	9
担当課	部課等名	秘書広報課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 7 4	
件 名		都城市公式ホームページ公示送達サブサイト作成業務委託	
業務等の内容		市公式ホームページにおける公示送達サブサイトの構築及び運用業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	愛媛県松山市雄郡 1 丁目 1 番 3 2 号	
	名 称	福泉株式会社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		市公式ホームページのCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）は、上記事業者が開発したものである。 仮に本業務を他の事業者に委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、ホームページ運営に支障が出る恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 4 月 1 6 日	
契約金額		1, 023, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	10
担当課	部課等名	環境政策課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0	
件 名		都城市指定ごみ袋製造及び保管・配送業務委託	
業務等の内容		都城市指定ごみ袋を製造・保管し、市内の登録業者に納品する業務	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市高城町穂満坊750番地	
	名 称	益山商工株式会社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務は、本市の指定ごみ袋について、指定ごみ袋の製造及び在庫の保管並びに登録業者への納品という一連の業務を行うものである。 本市では、一定の規格を定めて指定ごみ袋を製造し、指定ごみ袋取扱業者として登録された事業者（登録業者）にごみ袋を販売している。 本業務の受注者は、製造した指定ごみ袋について、自社倉庫内で在庫管理及び入庫状況を把握し、登録業者からの 1 月平均70回程度の注文に応じて、配送を行う必要がある。 本事業者は、本市における指定ごみ袋を製造できる唯一の市内事業者であり、かつ、適切に在庫管理を行い、登録業者へ配送することが可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 4 月 1 7 日	
契約金額		26, 122, 800 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	11
担当課	部課等名	秘書広報課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 7 4	
件 名		市政 P R 広報業務	
業務等の内容		市政広報の一環として、発注者が作成した市政を P R する原稿内容を宮崎日日新聞に掲載し、市政を広く周知するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市中原町 3 9 街区 1 号	
	名 称	株式会社都城宮日サービスセンター	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本件は、市政広報の一環として、新聞紙面に市政を P R する広告を掲載し、市政を広く周知することを目的としていることから、本市で最多の発行部数の宮崎日日新聞に紙面広告を掲載することが最も効果的な方法である。 なお、宮崎日日新聞への広告掲載に当たっては、同新聞社の広告代理店である上記事業者と契約する必要がある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 4 月 2 0 日	
契約金額		3, 107, 500 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	12
担当課	部課等名	スポーツ政策課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6	
件 名		みやこんじょジュニアトップアスリート事業委託	
業務等の内容		令和 9 年度宮崎国民スポーツ大会（以下「国スポ」という）及び各種国際大会並びに国内トップレベルの大会で活躍できるトップアスリートを目指すことのできるジュニア選手の発掘、育成、競技力向上等を行い、また、同時にジュニア育成に携わる指導者の育成及び指導力の向上を図る業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市早水町 3 8 6 7 番地	
	名 称	一般財団法人都城市スポーツ協会	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本事業は、国スポに向けた競技力向上を目的とするものである。 ジュニア選手の競技力向上並びに指導者の育成及び指導力の向上には、競技団体との十分な調整・連携を図る必要がある。 その点、上記協会は競技団体を統括している唯一の団体であり、これまで指導者育成事業及び種目普及育成事業を実施した実績がある。 さらに、上記協会に委託することにより、県及び県スポーツ協会が実施する他事業との連携が図られ、より高い効果が期待できる。 以上の理由により、上記協会と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 4 月 2 0 日	
契約金額		2, 462, 485 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	13
担当課	部課等名	教育政策課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3	
件 名		学びの多様化学校授業等連携事業委託	
業務等の内容		文部科学省指定の学びの多様化学校を南九州大学都城キャンパス内に設置し運営していくにあたり、大学構内に設置する利点を活かし、南九州大学が持つ教育資源と連携し、学びの多様化学校の教育活動の充実を図るための業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市霧島 5 丁目 1 番地 2	
	名 称	学校法人南九州学園	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本市が設置する学びの多様化学校である「都城市立あやめ野中学校」は、文部科学大臣による指定に基づき、不登校生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校であり、本市にある唯一の 4 年生大学である南九州大学都城キャンパス（以下、本大学という）内に学校施設を設置し、そのことを特色の 1 つとしている。 また、本大学に設置されている人間発達学部においては、教員養成課程を設けており、教員を目指して学ぶ学生が在籍している。 本大学の施設、専門性、人材といった教育資源を活用して、学びの多様化学校における授業等を本大学と連携して実施することは、不登校生徒にとっての自己肯定感の高揚や、コミュニケーション力の向上に寄与するだけでなく、学びの多様化学校に勤務する教職員のスキル向上にもつながる。 以上の理由により、本大学を運営する上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 4 月 2 0 日	
契約金額		4, 865, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

			番号	14
担当課	部課等名	職員課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9		
物品の名称		都城市作業・事務服（令和 8 年度単価契約）		
物品の詳細		都城市職員へ貸与する作業・事務服を調達するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市若葉町53号8番地		
	名 称	カネコ		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本件は、都城市職員に貸与される作業・事務服の調達にあたり、本来であれば入札を行い単価契約を締結するものであるが、それぞれの物品ごとに受注者が異なった場合、事務処理の煩雑化や、現場での混乱を招く恐れがあるため、入札に代え見積合わせによる価格競争によって、同一の事業者と複数単価契約を締結するものである。 見積合わせを行った結果、上記事業者の見積価格が最も安価であった。 以上の理由から、上記事業者と随意契約を締結するものである		
契約締結日		令和 8 年 4 月 2 2 日		
契約金額		3, 077, 800 円		

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	15
担当課	部課等名	市民課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 2	
件 名		統合端末及びタッチパネル機器賃貸借	
業務等の内容		個人番号カード交付事務で使用する統合端末及びタッチパネルを賃貸借するもの (令和 8 年 5 月 1 日から令和 1 3 年 4 月 3 0 日までの長期継続契約)	
契約の 相手方	所在地	宮崎県宮崎市高千穂通一丁目6番38号	
	名 称	行政システム九州株式会社 宮崎支店	
契約の相手方 の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		統合端末は基幹系システムAcrocity（以下「Acrocity」という。）と連携をしており、Acrocityは上記事業者が開発し、システムに係るライセンスを保有しているものである。また、現在使用している統合端末とタッチパネルとを連携させるサーバについても、上記事業者が構築したものである。機器の入れ替えに当たっては、Acrocityと完全な連携ができることが前提であり、Acrocityや機器の専門知識を有すること、設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 仮に賃貸先を他の事業者に変更した場合、システムの安定的な稼働や不十分な理解等による障害の発生、また、その原因が機器にあるのかAcrocityもしくは連携サーバにあるのかの判断が難しく、事業者間での調整、障害対応や復旧までに時間を要し、行政事務に多大な支障を来す恐れがある。 以上の理由により、上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。 なお、本件は、リース契約の方法で行うため、上記販売人が賃貸責務の履行業者としてあらかじめ指定する賃貸人を含む 3 者間で契約を締結するものである。	
契約締結日		令和 8 年 4 月 2 8 日	
契約金額		3, 880, 800 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	16
担当課	部課等名	市民課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 2	
件 名		統合端末及びタッチパネル機器保守業務委託	
業務等の内容		個人番号カード交付事務で使用する統合端末及びタッチパネルの保守業務を委託するもの (令和 8 年 5 月 1 日から令和 1 3 年 4 月 3 0 日までの長期継続契約)	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市高千穂通一丁目6番38号	
	名 称	行政システム九州株式会社 宮崎支店	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		統合端末は基幹系システムAcrocity（以下「Acrocity」という。）と連携をしており、Acrocityは上記事業者が開発し、システムに係るライセンスを保有しているものである。また、現在使用している統合端末とタッチパネルとを連携させるサーバは、上記事業者が構築したものであり、統合端末及びタッチパネルの保守に当たっては、Acrocityや連携サーバの専門知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、通常使用における障害発生時において、その原因が機器にあるのかAcrocityもしくは連携サーバにあるのかの判断が難しいケースでは、事業者間での調整が必要となり、障害対応や復旧までに時間を要し、行政事務に多大な支障を来すおそれがある。 以上の理由により、当該機器の導入及び設定を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 4 月 2 8 日	
契約金額		1, 243, 440 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

			番号	17
担当課	部課等名	選挙管理委員会事務局		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 4		
物品の名称		宮崎県知事選挙・宮崎県議会議員選挙における投票所養生ビニールシート		
物品の詳細		宮崎県知事選挙及び宮崎県議会議員選挙の投票所で使用する養生シートを製作するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市高木町6290		
	名 称	株式会社河宗		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		投票の際には、混雑防止、選挙人の利便性向上のため投票所に土足で入場できるようにしている。そのため投票所として借用している各施設の床等を傷めないよう養生ビニールシートを敷くが、選挙人が足を滑らせたりしないよう安全のために仕様書の規格のものを使用する必要がある。また、各投票所の形状に対応するため、仕様書のとおりのおきでロールタイプのものが必要となる。物品入札参加有資格事業者名簿にビニール製品取扱事業者として登録されている事業者すべてに仕様書の内容を説明し、取り扱えるか確認したところ対応可能と回答された事業者が 1 者であった。また、市内本店の名簿外事業者にも同様に確認したところ取扱いがなかった。 現状から、取り扱い事業者を確保し、入札を行うことが困難である。 以上の理由から、唯一取り扱い可能との回答を得た上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 8 年 4 月 2 8 日		
契約金額		2, 052, 600 円		

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	18
担当課	部課等名	教育施設課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 0	
件 名		姫城中学校ほか4校プールろ過機修繕	
業務等の内容		姫城中学校 圧力計取替修繕一式 祝吉中学校 操作盤内修繕一式 妻ヶ丘中学校 滅菌機取替修繕一式 山之口中学校 ポンプモーター分解整備、タッチパネル修繕、圧力計取替 沖水中学校 コンプレッサー取替修繕	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市高洲町25番地12	
	名 称	日米ケミック株式会社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本修繕は、昨年度未完了のプールろ過機定期点検の結果をもとに修繕するものであり、6月のプール開きまでに修繕する必要がある。 本修繕対象のろ過機はミウラ化学製であり、代理店以外では取替や修繕ができない。上記事業者は県内唯一の代理店で、昨年度の定期点検業者でもあるため施設状況を熟知している。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和8年4月28日	
契約金額		1,683,000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	19
担当課	部課等名	総務企画課	
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 2 6 9 6	
件 名		デジタル技術を活用したスポーツ人口拡大事業委託	
業務等の内容		DigSports（AIシステム）を活用し、スポーツ未経験の子ども達の参加促進及び技術向上支援を目的とした「デジタル技術を活用したスポーツ人口拡大事業」に係る業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市中町 1 7 街区 2 号	
	名 称	一般社団法人都城市スポーツコミッション	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本事業の目的は、DigSportsシステム（以下、システムという）を活用し、スポーツ未経験者の子ども達への参加促進に加え、既にスポーツに取り組む子ども達の技術向上支援を含む包括的なスポーツ振興である。 上記法人は、スポーツ専門団体であり、システムでの測定結果から、子ども達の個々の身体的特性や長所を分析し、技術習得に向けた具体的なアドバイスを提供できる。また、市内スポーツ少年団等とのネットワークを活用し、測定結果に基づく適切な団体への橋渡し機能も担っている。 また、上記法人は、システムを活用した測定会の実績があり、測定の効率化にも積極的に取り組んでいることから、システムの適切な運用に必要な専門的な知識と経験を有している。仮に、本事業を新規事業者に委託した場合、システム運用技術の習得に加え、スポーツ指導に関する専門知識の蓄積と地域スポーツ団体との連携体制構築にさらに長期間を要し、事業の根本目的である総合的なスポーツ振興が困難となる。 以上の理由により、上記法人と随意契約を締結するものである。	
契約締結日		令和 8 年 4 月 3 0 日	
契約金額		1, 908, 280 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

			番号	20
担当課	部課等名	地域振興課		
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 7 1 4 6		
件 名		都城市庄内地区乙房町フットパス事業支援業務委託		
業務等の内容		田園地域や街並みなど地域に昔からある風景を楽しみながら歩いてもらう「フットパス」の取組みを、まちづくり協議会が地域住民や大学生等と連携し、地域資源発掘のためのワークショップや現地調査を行い、コース選定・マップ作成などを行うことで、地域活性化を図るものであり、「フットパス」の取組み（以下「フットパス」という。）により交流人口の増加と地域の活性化を図ることを目的に、庄内地区内を対象としてフットパスコースづくりや将来の担い手育成等を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市庄内町 1 2 6 9 2 番地 2		
	名 称	庄内地区まちづくり協議会		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本業務の履行に当たっては、フットパスを主体的に実施することとなる地域住民との十分な調整・連携を図る上で、地域に精通していることが必要である。上記協議会は、自治公民館をはじめ庄内地区で活動する団体（地域づくり部会など）を組織化し管理しており、地域にも精通している。また、各団体の連携を促し、地域の課題解決や活性化を図れるよう、地域の中心となって取り組んでおり、また、コミュニティバスの運行などの実績もあり、上記協議会を除いて本業務を委託するのに適した者はいない。 以上の理由により、上記協議会と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 8 年 5 月 1 日		
契約金額		1, 653, 000 円		

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	21
担当課	部課等名	いきいき長寿課	
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 2 6 8 5	
件 名		都城市地域包括支援センターシステム導入業務委託	
業務等の内容		都城市内に設置された7つの地域包括支援センターと市との間で、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント支援業務等を効率的に実施するとともに、指定介護予防支援事業所として要支援者や介護予防・生活支援サービス事業対象者へのケアマネジメント業務を円滑に行うため、情報共有や業務連携を可能とするシステムを導入するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県日向市永江町1丁目105番地	
	名 称	株式会社パシフィックシステム	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務の履行に当たっては、高度な専門性と技術力が求められるシステム導入であり、単なる価格競争ではなく、事業者の技術力、実績、提案内容等を総合的に評価して選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により選定を行った。 本プロポーザルは、令和 7 年 1 1 月 4 日から令和 7 年 1 1 月 2 0 日までを公募期間とし、プロポーザルの実施を通知し、その結果 2 者から応募があり、参加資格審査を経て、当該 1 者による企画提案書に基づく審査を 1 2 月 2 4 日に実施した。 審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び技術審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 1 日	
契約金額		11, 617, 760 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	22
担当課	部課等名	いきいき長寿課	
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 3 1 8 4	
件 名		都城市認知症地域サポーター支援事業委託	
業務等の内容		地域や職域において認知症への理解を深めるとともに、地域で認知症の人とその家族を支援できるサポーターを養成し、地域全体で支える仕組みづくりの構築を図る事業を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市吉尾町 7 7 番 8	
	名 称	学校法人都城コア学園	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務は、都城市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、認知症に関する住民の正しい理解を深めるために、認知症サポーター養成講座を実施するなど、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らし続けるための事業等を実施するものである。 本業務の実施に当たっては、医療機関、介護事業所、地域団体等多くの関係者をつなぐ重要な役割を担うことから、既に本市の認知症施策への支援等を通じて関係機関とのネットワークを構築している上記法人が、これまでの実績も踏まえ最も効率よく効果的に事業を実施することができる。 また、上記法人は教育機関としての専門性、継続的な人材育成システム、地域の教育ネットワークとの連携などの実績がある。認知症に関する専門的な知識や指導力及び経験を持った人材を有しており、認知症地域サポーター講座の講師役を養成するキャラバン・メイト及び地域や職域における認知症サポーターの活動をより一層推進し、地域に広めるための支援が可能である。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 1 日	
契約金額		5, 480, 193 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	23
担当課	部課等名	スポーツ政策課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6	
件 名		ソフトバンクホークススポンサーゲーム協賛業務委託	
業務等の内容		ソフトバンクホークス公式戦のスポンサーゲーム協賛業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市中央区地行浜 2 - 2 - 2	
	名 称	福岡ソフトバンクホークス株式会社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務は、本市の認知度向上及び肉と焼酎を中心とした物産の振興を図るため、みずほ P a y P a y ドーム福岡（以下「ドーム」という）で開催されるプロ野球公式戦を協賛するものである。 福岡ソフトバンクホークス（以下「ソフトバンク」という）は、プロ野球球団として、本拠地である福岡県のみならず全国的に高いブランド力を有しており、ソフトバンクのホーム球場であるドームでの公式戦を協賛することは、本市の認知度向上と物産振興を図る上で高い効果が期待される。 公式戦の管理運営は上記事業者が行っているため、契約（協賛申し込み）の相手方は同事業者に特定される。 以上のことから、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 1 日	
契約金額		8, 250, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	24
担当課	部課等名	スポーツ政策課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6	
件 名		令和8年度みずほPayPayドーム福岡スポンサーゲームイベント開催業務委託	
業務等の内容		福岡ソフトバンクホークスの本拠地みずほPayPayドーム福岡で5/24(日)に開催する都城市のスポンサーゲームの開催業務	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市都北町 5 2 2 5 番地 1	
	名 称	都城プロ野球キャンプ協力会	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務は、本市の認知度向上及び肉と焼酎を中心とした物産の振興を図るため、みずほ P a y P a y ドーム福岡（以下「ドーム」という）で開催されるプロ野球公式戦のスポンサーゲームの準備、運營業務を委託するものである。 福岡ソフトバンクホークス（以下「ソフトバンク」という。）は、プロ野球球団として、本拠地である福岡県のみならず全国的に高いブランド力を有しており、ソフトバンクのホーム球場であるドームでのスポンサーゲームで、本市の「ふるさと納税」「移住施策」「観光」「特産品」等をPRすることは、本市の認知度向上と物産振興及び、観光客誘致を図る上で高い効果が期待できる。 本業務においては、プロ野球球団や関係団体との関係性（取引実績や人脈）の構築と、PRに際しての専門的なノウハウを有している必要があり、これらは短期間で習得することが困難である。 その点、上記団体は、令和 5 年から、東京ドームでのスポンサーゲーム、昨年からZozoマリンスタジアムでのスポンサーゲーム、また読売ジャイアンツ、千葉ロッテマリーンズのキャンプ実施において、業務を受託・運営した実績があり、来場者に都城をPRするノウハウを有している。 以上の理由により、上記団体と随意契約を行うものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 1 日	
契約金額		3, 444, 788 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	25
担当課	部課等名	森林保全課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 2	
件 名		森林境界明確化事業 中郷第 3 地区業務委託	
業務等の内容		中郷地区（地籍調査未実施地区）の山林において、境界が不明確であるため、伐採・造林等の森林施業に支障をきたしていることを受け、施業境界を明確化し森林施業の促進を図ることを目的とするもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市広島二丁目 1 0 番 2 0 号	
	名 称	株式会社パスコ 宮崎支店	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		上記事業者は、森林所有者へ境界案の根拠説明を行う際に使用する「3次元表示システム」の導入事業者であり、上記事業者でないとシステムの適切な運用・更新作業ができない上、地元説明会時の適切かつ円滑な業務遂行ができなくなる。 仮に上記事業者以外の事業者に委託した場合、システムの連携障害やトラブル発生時の迅速な対応が難しく、事務に支障を来す恐れがあるほか、不具合の原因がシステム側にあるのか運用側にあるのか判断することは難しいことから、責任の所在も不明確となる。 以上の理由により上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 7 日	
契約金額		31, 900, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	26
担当課	部課等名	森林保全課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 2	
件 名		令和 8 年度 森林経営管理制度に基づく森林経営管理意向調査業務委託	
業務等の内容		「森林経営管理制度」の運用のため、森林に関する各種データを整備し、その情報から対象森林を抽出し、森林所有者へ森林の経営管理についての意向調査等を行う業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市広島二丁目 1 0 番 2 0 号	
	名 称	株式会社パスコ 宮崎支店	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		手入れ不足の森林について、森林所有者から市町村への委託を受け、市町村が直接経営管理を行う、または市町村から林業経営者への再委託を行う「森林経営管理制度」（以下「制度」という）の運用のため、年次計画に基づき、本年度は高城町において制度対象森林の抽出及び意向調査等を実施する。 市では、「宮崎県森林GIS」、「林地台帳管理プログラム」、「土木GIS（PasCAL for LGWAN統合型）」により森林整備に関する業務を行っている。本業務委託では、森林に関するデータを整備し、各システムの更新を行い、GIS上で森林情報の一元化を図った上で、制度対象森林の抽出と森林所有者の特定を行い、意向調査を実施する。さらに、意向調査の進捗状況や結果についてもシステムに反映させ、制度の円滑な運用を図る。 本業務を適切に履行するためには、3つのシステムの連携に関する専門的知識及び制度内容の十分な理解が不可欠である。これらのシステムはすべて上記事業者が開発・構築したものであり、同事業者以外では3つのシステム全ての情報を統合的に扱うことができず、本業務の確実な履行が困難である。 以上の理由により、上記事業者との随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 7 日	
契約金額		9, 625, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	27
担当課	部課等名	総合政策課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1	
件 名		都城市市政活性化アドバイザー業務委託	
業務等の内容		外部からの視点によって、本市の隠れた魅力を見出すとともに、アドバイザーからの先進事例に関する情報提供や助言をいただきながら、施策立案機能の強化や効果的な事業の実施を図るためのアドバイザー業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	東京都千代田区平河町二丁目 7 番 9 号	
	名 称	株式会社NTTデータ経営研究所	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本業務の発注に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識及びノウハウを踏まえたアドバイスや提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、公募型プロポーザル方式による業者選定によって、平成 2 6 年度に上記事業者と業務委託契約を締結し、平成 2 7 年度以降についても、引き続き同事業者と業務委託契約を締結している。 本業務は、施策立案機能の強化及び効果的な事業推進を目的にしており、スピーディな対応、的確なアドバイスや提言等によって、ふるさと納税やPR戦略、工業団地整備等、様々な分野で成果を上げたところである。 また、平成 2 6 年度以降重点的に取り組んできたPR戦略及び物産・観光の振興に係る分野については、市の方針として、令和 8 年度も継続して推進していくこととなったところである。 このため本業務については、これまでの取組内容への理解、関係機関との連携体制、課題解決に向けた具体的なアプローチ等の詳細な知見が不可欠であり、この条件を満たすのは、上記事業者のみである。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 8 日	
契約金額		9, 900, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	28
担当課	部課等名	縁結び課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 3 3 1	
件 名		若者交流促進事業イベント・交流会開催業務委託	
業務等の内容		本事業は、婚活に抵抗のある若年層に向け、婚活の一段階前のイベントとして実施するもので、全3回が1セットとなった交流プログラムを提供し、継続的な接点を提供することで、交流から交際に繋げることを目的とした事業を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市宮丸町5－8	
	名 称	クロスナイト	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当	
		本業務は、イベントの企画や実施にあたっての参加者の募集及び調整、プログラムの講師となる人材のコーディネートなど、市婚活支援事業との連動性が求められる。また婚活の一段階前のイベントという性質上、参加者へのイベント前後でのフォロー等が必要であるため、本市が支援してきた出会い応援団に加盟し、研修や意見交換会に出席することで、本市の婚活支援事業の趣旨を深く理解している団体に委託することが適当である。 令和8年4月の事業説明会並びに一斉送信メールにて、出会い応援団加盟団体である52団体全体に声をかけたが、1事業者のみしか手が挙がらなかった。 以上の理由により、本業務の的確かつ確実な履行が可能となる上記業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和8年5月8日	
契約金額		1,762,200 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	29
担当課	部課等名	教育施設課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 0	
件 名		R8教施第20号上長飯小仮設校舎賃貸借	
業務等の内容		校舎長寿命化工事等に伴う仮設校舎賃貸借を行うもの 鉄骨造2階 1棟管理・校舎棟 A=998㎡ 鉄骨造平屋 1棟図書室棟 A=115㎡	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市花ヶ島町小物町2669番地	
	名 称	大和リース株式会社 宮崎営業所	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当	
		本賃貸借について、本市の競争入札参加資格者名簿に「資材レンタル・リース」で登録のある全14事業者（県内事業者11社・県外事業者3社）のうち、県外事業者を除いた本件が履行可能な県内事業者8者を指名し、令和8年4月22日実施で入札を通知したところ、上記事業者を除く7者から辞退の回答があり、入札不調となった。その後、名簿に登載されている県外業者3者に入札参加の意思を確認したが、全て対応不可との回答であった。 以上の理由により、名簿登載事業者のうち、本件を唯一対応可能としている上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和8年5月12日	
契約金額		182,050,000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	30
担当課	部課等名	スポーツ政策課	
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 9 5 4 6	
件 名		パイの実ドーム仕切りネット改修業務委託	
業務等の内容		都城運動公園屋内競技場（パイの実ドーム）の仕切りネットの改修を行う	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市菖蒲原町20号1番地	
	名 称	株式会社加根又本店 都城支店	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 6 号該当	
		現在屋内競技場内に設置してある仕切りネットで、遠隔操作の自動開閉システムによる両開き同時開閉する箇所が 3 箇所ある。キャンプを実施するプロ野球球団や市民の利用者から両開き同時開閉では不便であるとの声が上がっていることから、片開き個別開閉へ改修することで施設の利便性向上を図るものである。 上記事業者は、同屋内競技場の新築工事時に仕切りネットを含むネットの設置等を実施した事業者であり、ネットや自動開閉システムの仕様などを熟知している。他の事業者が改修した場合、システム面で支障が出るおそれがあり、その際の責任の所在も不明確となる。 また、改修には施設を閉鎖して実施する必要がある、上記事業者は現在担当課において改修用に確保している期間内での改修実施が可能である。 以上の理由により、設備を熟知し、確実な履行が可能な上記事業者と随意契約を締結するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 1 3 日	
契約金額		37, 125, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	31
担当課	部課等名	環境施設課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9	
件 名		都城市リサイクルプラザプラント設備点検業務委託	
業務等の内容		都城市リサイクルプラザのプラント設備、雑用空気圧縮機、脱じん用空気圧縮機、磁力選別機、アルミ選別機、ペットボトル圧縮梱包機、金属圧縮機等の設備点検を委託するもの	
契約の相手方	所在地	大阪府大阪市中心区淡路町二丁目5番11号	
	名 称	極東開発工業株式会社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本委託業務は、破碎したごみから鉄・アルミの資源物を抽出する選別機、抽出した資源物や破碎ごみを運搬するコンベヤ等の安全性の確保や機能を維持するための点検業務である。 これらの機械設備は、上記事業者の設計仕様・構造に基づき施工された、極めて特殊な機械設備である。 このため、仮に他の事業者へ設備点検を委託した場合、確実な業務の履行が期待できないことや、不具合が生じたときには、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明や修復に支障が生じる可能性が高く、点検後の装置についても、同事業者のメーカー保証を受けられないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 1 8 日	
契約金額		4, 620, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	32
担当課	部課等名	スポーツ政策課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6	
件 名		早水公園体育文化センターアリーナ空調吸収冷温水器修繕	
業務等の内容		本業務は、早水公園体育文化センターサブアリーナに設置されている非常用発電設備の不具合を修繕するもの	
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区博多駅南四丁目 6 番 2 3 号	
	名 称	パナソニックHVAC&CCシステムズ株式会社 九州支店	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務は、早水公園体育文化センターアリーナに設置されている空調設備の吸収温水機消耗部品オーバーホール作業を実施するものである。 当該施設の空調設備は、三洋電機製（パナソニックが吸収合併）の機器であり、パナソニックHVAC&CCシステムズ株式会社が保守管理を実施している。部品の耐用年数超過により交換作業が必要となっているが、使用する消耗部品は同社の専用部品であり、他の事業者では調達及び適切な施工が困難とされる。 また、当該施設は災害時の避難所に指定されており、非常時には確実な空調機能の稼働が求められることから、機器の構造や特性を熟知し、専用部品の供給体制を有する製造元である上記事業者でなければ、適切な保守管理及び緊急時対応ができない。 以上の理由により、当該機器の製造元であり、専用部品の供給及び技術的対応が可能な唯一の事業者である上記事業者と随意契約を締結するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 1 8 日	
契約金額		7, 073, 726 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	33
担当課	部課等名	総務企画課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 9 6	
件 名		デジタル技術を活用したスポーツ人口拡大事業実施のためのDigSports利用契約	
業務等の内容		「デジタル技術を活用したスポーツ人口拡大事業」を実施するためにDigSportsを利用するもの	
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市中央区赤坂 1 - 1 6 - 1 0	
	名 称	株式会社電通九州	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		「DigSports」は利用者の動きを基に、3次元センサー、モニター、独自のAI（測定・分析プログラム）で構成されるシステムで、利用者の運動能力を分析し、一人ひとりの長所をみつけて、適したスポーツを提案するシステムである。同システムを導入するにあたって、令和5年度に同システム専用の機材を購入しているため、デジタル技術を活用したスポーツ人口拡大事業においては、本システムを利用し続けなければならない。 なお同システムは、上記事業者のグループ企業である株式会社電通国際情報サービスが開発した唯一のものである。また、同システムを引き続き利用する場合、同社のグループ企業である上記事業者が唯一の販売代理店となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 1 8 日	
契約金額		871,200 円	

令和8年度 随意契約理由書

		番号	34
担当課	部課等名	フィロソフィ推進課	
	電話番号	0986-23-7163	
件名		接遇研修等業務委託	
業務等の内容		民間トップレベルの接遇を行う客室乗務員と同程度の接遇スキルを学び、そのスキルを活かした窓口・電話応対を実施できるよう、全職員に対して接遇研修を実施し、併せて、その後の研修効果を計るために、窓口・電話応対のモニタリング調査を行うもの	
契約の相手方	所在地	東京都港区高輪4丁目10-18 京急第1ビル	
	名称	ANAビジネスソリューション株式会社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務の履行に当たっては、この目的を達成するために、特にレベルの高い接遇研修及び窓口のモニタリング調査が行える事業者に委託する必要がある。 上記事業者が属するANAグループは、英国SKYTRAX社運営のエアライン・スター・ランキングで、2013年から10年以上にわたり最高認定の「5スター」を獲得し、また同社発表の2025年版「接客が素晴らしい航空会社ランキング」で世界5位（日本1位）を獲得しており、客室乗務員の接遇等により高い顧客満足度を実現している。 上記事業者の講師陣は、客室乗務員出身者で構成されており、経験が豊富で、これまでANAグループで培ったノウハウや数多くの客室乗務員を育成した実績を基に接遇研修を実施しているため、より優れた研修内容及び効果が期待できる。 また、モニタリングを実施する覆面調査員についても、客室乗務員出身者で構成されており、研修内容を熟知した同一業者がモニタリングまでを行うことで、研修で習得した職員の接遇力向上の達成度の確認を一貫して測ることができ、的確なフィードバックが行える。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和8年5月19日	
契約金額		6,076,810 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	35
担当課	部課等名	フィロソフィ推進課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 3	
件 名		特定課題解決型研修（定住自立圏共生ビジョン事業）業務委託	
業務等の内容		3市1町の広域定住自立圏に共通する課題を見出し、解決策を検討する研修の業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	埼玉県さいたま市南区南浦和2-39-12-302	
	名 称	関口経営事務所	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、都城市広域定住自立圏共生ビジョンに基づき、都城市、曾於市、志布志市、三股町の3市1町において平成22年度から継続実施している政策形成研修である。本圏域特有の地域課題を的確に把握し、実効性のある解決策を検討するという高度な専門的な内容を扱うため、一般的な研修とは異なる特殊性を有している。このため、本圏域の現状に精通し、かつ政策形成研修の豊富な実績を有する研修講師を選定する必要がある。 この点において、当該事業者は財務諸表の見方から政策立案まで一貫した指導能力を備えており、総務省をはじめとする全国の自治体や宮崎県市町村振興協会等において、豊富な研修実績を有している。 また地域課題議論研修を金融機関等にも実施しており、課題解決における民間企業からの視点も持ち合わせている。さらに本市における政策立案研修での実績から、本圏域の現状や地域特性について深い理解を有している。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和8年5月19日	
契約金額		1,466,599 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	36
担当課	部課等名	資産税課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 4	
件 名		地図情報システムデータファイル変換業務委託	
業務等の内容		地図情報システムにて使用する最新の属性データ（土地マスタ、家屋マスタ、名寄せマスタ及び路線価マスタ）及び図形データ（地番図、家屋図及び路線価図）の変換、各種画像データの更新、各種レイヤ追加、各種システムへの属性データ及び図形データのセットアップ並びにシステム操作研修を行う業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市広島二丁目 5 番 1 6 号	
	名 称	エアロトヨタ株式会社 宮崎支店	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		現在、稼働中の固定資產業務支援システム、地図情報システム及び窓口閲覧システムは、上記事業者が開発及び導入し、著作権を有しているものであるため、同事業者以外では、システムへのデータ変換を行うことが困難である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 1 9 日	
契約金額		6, 930, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	37
担当課	部課等名	森林保全課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 2	
件 名		令和 8 年度早成桐実証栽培業務委託	
業務等の内容		早成桐を植樹し、育成管理やＣＯ２吸収量の算定等を行い、農地や森林における栽培の有益性等について実証栽培と検証を行うもの	
契約の相手方	所在地	東京都中央区八重洲2-1-1 YANMARTOKYO12階	
	名 称	株式会社ジャパロニア	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務委託は、遊休農地や森林伐採後の未植栽地の解消、土地の有効利用及びカーボンニュートラルに繋がる可能性を実証するため、早成桐を植樹し、育成管理やＣＯ２吸収量の算定等を行い、農地や森林における栽培の有益性等について検証するものである。 実証栽培においては、早成桐生育の年間を通じた状況等を詳細に把握、管理する必要があるが、上記事業者は早成桐の苗木生産及び販売、品種改良等にも携わっており、早成桐の特徴を十分に理解している。さらに、令和 7 年に本市内において、早成桐を約 1 ヘクタールの規模で植樹しており、年間を通じた栽培、管理を実施した実績があることから、本市特有の気候条件や土壌環境に合った栽培ノウハウを有している。また、育成管理においては通信会社との連携により、苗木にタグ付けし、衛星データ等を活用したＤＸ管理が可能であることに加え、ＣＯ２吸収量の算定についても大学と産学連携し、共同研究によりＣＯ２吸収量の算定手法を高度化しており、より正確なＣＯ２吸収量の算定が出来る技術を有している唯一の事業者であり、早成桐の苗木の取扱いから栽培及び育成管理、ＣＯ２吸収量の算定まで、本業務に必要なすべての工程を一括して実施できる唯一の事業者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 2 0 日	
契約金額		6, 496, 600 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	38
担当課	部課等名	農産園芸課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 5	
件 名		基幹水利施設管理事業 木之川内ダム管理所空調更新業務	
業務等の内容		木之川内ダム管理所の空調機を更新するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市大字赤江2番地	
	名 称	株式会社九南	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		木之川内ダム管理所 2 階には、木之川内ダムを管理するための制御施設や各種観測装置が備えられており、管理業務に欠かすことのできないサーバーや各種機器類を正常に運用するため、24 時間 3 6 5 日空調を運用し、管理所内が一定の室温に保たれることが求められている。 管理所内の全ての空調機は、ダイキン工業株式会社製のものであり、これらの機器は木之川内ダム建設事業の主体であり、施設所有者である国（農林水産省）が採用し、導入したものである。 本件は、管理所 2 階のパッケージエアコンの更新業務を委託するものであるが、施設の管理上、国が採用し導入した管理所内の他の空調機と同メーカーのものであることが求められている。 また、万が一空調機が故障した場合、管理所内のサーバーや各種機器類が冷却されず、サーバーや機器類に甚大な被害が及ぶばかりでなく、ダムの管理業務ができずに下流域に人的被害が及ぶ恐れがあることから、迅速な対応かつ 24 時間 3 6 5 日のサポートが必要である。 上記事業者は、ダイキン工業株式会社が認定した信頼できる販売施工店である「ダイキンプロショップ」で、24 時間 3 6 5 日サポートすることができる事業者であり、かつ市内に営業所を有しており迅速な対応が可能な唯一の事業者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 2 0 日	
契約金額		1, 045, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	39
担当課	部課等名	住宅施設課	
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 3 1 0 5	
件 名		住宅管理システム e L T A X 対応業務委託	
業務等の内容		住宅管理システムの e L T A X 対応業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市錦町 1 － 1 0	
	名 称	富士通 J a p a n 株式会社 九州支社（宮崎）	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本件は、本市で導入している住宅管理システム（以下「本システム」という。）が e L T A X に対応するため連携改修を行う業務である。 本システムは、上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者に委託した場合、本システムに不具合が生じ行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 2 0 日	
契約金額		10, 949, 400 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	40
担当課	部課等名	保育課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 4 8 9 4	
件 名		電子複合機賃貸借契約書	
業務等の内容		公立保育所等の電子複合機の賃貸借を行うもの (令和 8 年 6 月 1 日から令和 1 3 年 5 月 3 1 日までの 5 年間の長期継続契約)	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市郡元町3325番地67	
	名 称	有限会社都城事務機	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		複合機の調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争性が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 2 2 日	
契約金額		1, 346, 400 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

			番号	41
担当課	部課等名	健康課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5		
件 名		都城市食生活（低栄養）改善講習会活動事業委託		
業務等の内容		市民の食生活改善及び健康維持（低栄養予防）を目的として、主に65歳以上の者を対象に、調理実習を含む地区講習会、各種リーフレットの配布、市が行う健（検）診の受診勧奨や健康づくり等の普及活動を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市姫城町 6 街区 2 1 号		
	名 称	都城市食生活改善推進員連絡協議会		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		上記協議会は、都城市食生活改善推進員設置規程（平成18年度訓令第75号）に基づき、食生活改善を主とした市民の健康づくり運動の推進を図るために、市が委嘱した都城市食生活改善推進員（以下「推進員」という。）が所属する団体である。 本業務の目的を理解し、十分な知識・経験を積み、地域に根ざした活動を実施可能な機関は上記協議会以外に無いため、同協議会と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 8 年 5 月 2 2 日		
契約金額		1, 032, 000 円		

令和 8 年度 随意契約理由書

			番号	42
担当課	部課等名	みやこんじょPR課		
	電話番号	0986-23-2193		
件名		都城メンチプロジェクト伴走支援業務委託		
業務等の内容		都城メンチを観光資源とするプロジェクトを推進するに当たっての伴走支援業務委託を委託するもの		
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市中央区天神1丁目4番1号		
	名称	株式会社博多大丸		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
		上記事業者は令和4年度のプロジェクト企画立案段階から参画しており、事業の根本的な目的、地域の特性や課題、関係者間の調整経緯等、これまでの成果と課題について深い理解を有している。新たな事業者では、これらの知見の習得に相当な時間を要することから、事業の継続性に支障をきたすおそれがある。また、本プロジェクトに関わる地域事業者や関係団体との信頼関係を既に構築しており、円滑な事業推進に不可欠な人的ネットワークを保有している。 さらに、本プロジェクトの重要な構成要素として、全国百貨店等で開催される地域食や九州に関心のある方が集まる催事への出店に係る業務があり、上記事業者は百貨店業界との豊富な取引実績と専門的なノウハウを有している（百貨店の催事企画担当者との人脈、出店に必要な各種手続きや基準への精通、効果的な商品展示や販売促進の技術、催事期間中の運営管理能力等）。これらノウハウは短期間で習得することが困難であり、他の事業者では同等の成果を期待することができない。 以上の理由により、本プロジェクトの目的達成と効果的な事業推進のために、継続的な取組実績と専門的能力を有する上記事業者との随意契約を締結するものである。		
契約締結日		令和8年5月22日		
契約金額		10,615,000 円		

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	43
担当課	部課等名	保育課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 4 8 9 4	
件 名		都城市保育士人材確保事業及び保育士等研修業務委託	
業務等の内容		深刻化する保育士不足による空き待ち児童の解消を喫緊の課題として、市内在住又は市内教育・保育施設等に勤務している保育士試験受験予定者等を対象とした専門性の高い各種研修を開催するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市霧島 5 丁目 1 番地 2	
	名 称	学校法人南九州学園	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務の受注者の選定に当たっては、保育士等養成の専門知識と実績を有し、質の高い講座を効果的に提供できる者を選定する必要がある。 上記事業者は、保育士養成施設として長年の実績を持ち、保育士資格取得に必要な科目について深い専門知識と教育経験を有する講師陣を擁している。また、本市は上記事業者と包括連携協定を締結しており、本市の保育現場の実情を熟知し、地域特性に合わせたカリキュラム編成が可能である。 さらに、上記事業者の都城キャンパスは市内に立地しているため、実地研修等受講者の利便性が非常に高く、より多くの利用者が見込まれる。これにより短期間で多数の保育士等資格取得者を輩出し、本市の保育士不足解消という喫緊の課題に直接的な効果をもたらすことができる。 以上の理由により、本業務の目的達成と効果的・効率的な事業実施のため上記法人と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 2 5 日	
契約金額		5, 000, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	44
担当課	部課等名	都城島津邸	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6	
件 名		都城島津伝承館企画展用宣材等制作業務委託	
業務等の内容		都城島津伝承館企画展「イロイロー色彩に見る都城の歴史」用宣材等制作の業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市早鈴町1618番地	
	名 称	株式会社都城印刷	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、3 者を対象に指名型コンペ方式により選定を行うこととした。 本コンペは、令和 8 年 4 月 2 3 日に 3 者に対してコンペの実施を通知し、その結果 3 者から応募があり、参加資格審査を経て、当該 3 者による企画提案書に基づく書類審査を 5 月 2 0 日に実施した。 本審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格評価及び企画評価を行い、その結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本コンペの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 2 5 日	
契約金額		1, 161, 600 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	45
担当課	部課等名	保険年金課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 7	
件 名		国保情報集約システムデータ連携用ネットワーク再構築等業務委託	
業務等の内容		国保情報集約システムと本市が現在使用している基幹システムとの間での情報の自動送受信を可能とするためのデータ連携用ネットワーク再構築等業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市高千穂通一丁目 6 番 3 8 号	
	名 称	行政システム九州株式会社 宮崎支店	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		現在、国民健康保険団体連合会が管理する国保情報集約システムと本市が使用している基幹システム「A c r o c i t y」との間での情報の送受信は、自動で行っている。 基幹システム「A c r o c i t y」に関しては、上記業者から導入しており、また国保情報集約システムとの情報連携の仕組みの構築についても同事業者に委託して構築したものである。 当該業務を行うためには、基幹システムの専門的知識を有し、連携の仕組みを十分理解していることが必要である。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムの連携等の不具合から障害が発生した際の速やかな対応が困難となることが懸念され、行政事務に支障を来すおそれがある。 以上の理由により、上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な執行ができないことから、同事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 2 6 日	
契約金額		1, 542, 200 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

			番号	46
担当課	部課等名	消防局警防救急課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 3		
件 名		消防車 1 台（宮崎 8 0 0 は 7 1 5）の売却に係る契約の締結		
業務等の内容		消防局所有の消防車 1 台を、車両更新に伴い売却するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市都北町5082番地1		
	名 称	太信鉄源株式会社 都城支店		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本件は、予定価格が 5 0 万円を超える車両売却であり、本来は入札により契約相手方を決定すべきものであるが、車両買取に該当する業種が名簿に存在しない。 そのため、競争入札に代え、別紙見積参加業者選定調書の事業者からの見積書の提出による競争により契約相手方を決定するものとし、見積合わせを行った結果、上記事業者が最も高額な見積書を提出した。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 8 年 5 月 2 7 日		
契約金額		960, 000 円		

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	47
担当課	部課等名	環境施設課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9	
件 名		I T V 装置制御部外取替修繕	
業務等の内容		都城市リサイクルプラザの機械設備（ I T V 装置制御部、粗破砕機等）を修繕するもの	
契約の相手方	所在地	大阪府大阪市中心区淡路町二丁目5番11号	
	名 称	極東開発工業株式会社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務は、プラットホームや不燃ごみピット等の安全を管理する I T V 装置制御部の更新や破砕物搬送コンベヤの修繕等であり、この機械設備は、極めて特殊な機械設備で、上記事業者独自の設計仕様・構造に基づき施工されている。 仮にほかの事業者へ本修繕を依頼した場合、修繕に必要な部品の調達が困難であり、確実な業務の履行が期待できない、さらに不具合が生じた場合には、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明及び修復にも支障が生じる可能性が高く、修繕後の機械設備についても性能保証を得られない恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 2 8 日	
契約金額		106, 480, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	48
担当課	部課等名	スポーツ政策課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6	
件 名		働き世代スポーツ教室実施業務委託	
業務等の内容		1 1 3 0 県民運動（1 週間に 1 回以上、3 0 分の運動・スポーツ）を推進するため、特にスポーツ実施率の低い働き世代を対象に、地域や企業と連携し、スポーツ教室や健康講話等を実施し、スポーツ実施率の向上を図る業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市高城町穂満坊 2 4 9 2	
	名 称	N P O 法人都城ぼんちスポーツクラブ	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本事業を進めるためには、地域住民・団体や企業との十分な調整・連携を図る必要がある。 この点、上記スポーツクラブは、市内の総合型地域スポーツクラブの中で唯一、日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会の登録クラブとして認定されている。加えてこれまで、3 ヶ年の県単独モデル事業である「スポーツ習慣化促進モデル事業」及び「令和 6 年度働き世代スポーツ教室実施業務委託」の受託実績があり、本市の「スポーツ習慣化促進事業」の実行委員会において中心的な役割を担っている。 上記のスポーツクラブに委託することにより、県が実施するスポーツイベント・事業との連携が図られ、より高い効果を期待できる。 以上の理由により、上記スポーツクラブと随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 2 8 日	
契約金額		1, 190, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	49
担当課	部課等名	総務課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 7	
件 名		不当要求等対応研修業務委託	
業務等の内容		不当要求等行為に対して組織的かつ毅然と対応できる体制を全庁的に統一して構築するため、不当要求等対応研修の実施するもの	
契約の相手方	所在地	神奈川県小田原市国府津三丁目 8 番 1 0 - 2 0 1 号	
	名 称	結エデュケーション株式会社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		研修の履行に当たり、講師の資質や研修内容によって研修効果が大きく左右されるため、豊富な経験及びノウハウを有する講師による実施が望ましい。 対象事業者は、全国において多数の人材教育研修の実績を有しており、本市においても、令和 2 年度に不当要求等対応研修（以下「研修」という。）の前身となるクレーム対応セミナーを実施した実績がある。これらの実績を踏まえ、令和 4 年度から令和 7 年度まで、本市の研修を継続して受託している。 本市では、原則として全職員が本研修を受講する計画としており、今年度も未受講の職員を対象に研修を実施する予定である。 本市における年間の不当要求等対応報告数は、令和 3 年度には1,250件であったが、対象事業者による研修実施後は、令和 4 年度476件、令和 5 年度231件、令和 6 年度180件、令和 7 年度201件と減少している。このことから、研修受講による職員の対応スキル向上が、報告件数の減少につながっているものと考えられる。 また、全ての部署が共通認識のもとで不当要求等対策に取り組むためには、毎年度異なる講師による研修を実施するよりも、本市における過去の対応事例や不当要求等対応マニュアル等を熟知した講師による継続的な研修を実施することが、全職員に対して均質な知識及び実践的技能を習得させる上で効果的である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 2 9 日	
契約金額		1, 052, 880 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	50
担当課	部課等名	環境施設課	
	電話番号	0 9 8 6 － 4 5 － 6 6 7 8	
物品の名称		業務用 作動油 テラスオイル 外	
物品の詳細		ごみ焼却施設の各設備点検時に使用する作動油外の購入をするもの	
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目4番1号	
	名 称	川崎重工業株式会社 九州支社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当	
		上記物品は、クリーンセンターの各設備点検時に使用する維持管理上不可欠なものであり、設備の安全かつ適切な運転を確保するため、維持管理企業が推奨する専用品を使用する必要がある。 当該物品については、中東情勢悪化の影響により市場全体において調達が困難な状況が継続している。このため、都城市物品入札参加有資格事業者名簿に登録のある事業者に取り扱い可否の確認を行ったが、対応できる事業者はいなかった。 このような状況において、上記事業者は当該クリーンセンターの設計、施工及び維持管理業務に携わる事業者であり、メーカーとしての調達ルートを活用することにより、必要な物品を所要の期日までに納入することが可能である。当該物品の調達が遅延した場合、施設の適切な維持管理に支障を来し、ひいては廃棄物処理業務の継続に重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 2 9 日	
契約金額		1, 760, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	51
担当課	部課等名	ふるさと納税課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2	
件 名		ふるさと納税返礼品における産地判別検査業務委託単価契約	
業務等の内容		ふるさと納税返礼品の産地表示の適正性を確保するため、本市が指定するふるさと納税返礼品について、安定同位体比分析による産地判別検査を実施する業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	神奈川県横浜市栄区上郷町 1 1 1 2 - 1	
	名 称	株式会社同位体研究所	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務の履行においては、ふるさと納税返礼品として取り扱っている生鮮食品から加工食品まで多岐にわたる品目について産地判別検査を実施し、正確な産地情報を提供することが求められる。また、強調表示の一種である飼料の特色を謳った商品に対しても、該当飼料の使用実態を検証する必要がある。 同位体検査による産地判別は、高度な専門技術と豊富なデータベースを要する特殊な検査であり、対応可能な事業者は同位体検査を専門的に行っている事業者に限定される。また、本業務は統一された検査基準での実施が必須であり、複数事業者による分担実施では検査結果の整合性確保が困難であることから、本業務の委託先は、一元的な検査を履行可能でなければならない。 上記を踏まえ、同位体検査を行っている事業者を調査したところ、本市が求める複数の返礼品の一元的な検査を履行することができる事業者は、上記事業者のみであった。 なお、上記事業者は他の自治体の表示確認検査、国の行政検査、司法鑑定への協力実績を有しており、検査の信頼性が担保されている。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 5 月 2 9 日	
契約金額		3, 652, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

			番号	52
担当課	部課等名	ふるさと納税課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2		
件 名		都城市ふるさと納税返礼品抜き打ち調査補助業務委託		
業務等の内容		都城市ふるさと納税制度の信頼性確保及び認知度向上を目的として、返礼品の産地偽装等の不正行為を防止するため、都城市ふるさと納税推進事業と連携した抜き打ち検査業務等を実施する業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市宮丸町 3 0 7 0 番地 1		
	名 称	シフトプラス株式会社		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本業務は、ふるさと納税返礼品の産地偽装防止及び品質向上を目的とした抜き打ち検査において、返礼品提供事業者を検査目的であることを知られることなく、一般的な寄附者と全く同じやり方で返礼品を取り寄せる必要がある特殊な業務である。 上記事業者は、当市のふるさと納税に関する寄附情報管理システム運営、寄附受付業務、返礼品発送業務、委託料の代理請求・支払業務を一体的に担っており、本抜き打ち検査業務はこれらの既存業務と密接不可分の関係にある。抜き打ち検査の秘匿性確保という業務の特殊性から、上記事業者が運営する既存の寄附情報管理システム及び業務フローを活用することにより、返礼品提供事業者に対して一般的な寄附と区別がつかない自然な形で返礼品手配が可能となる。既存の業務フローに組み込むことで効率的な執行が図れるとともに、当該事業者の持つシステム・ノウハウを活用することで迅速な検査実施が可能である。 以上の理由により、上記事業者との随意契約を行うものである。		
契約締結日		令和 8 年 5 月 2 9 日		
契約金額		1, 224, 326 円		

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	53
担当課	部課等名	選挙管理委員会事務局	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 4	
物品の名称		宮崎県知事選挙用 投票用紙交付機・計数機	
物品の詳細		宮崎県知事選挙における投票用紙交付機・計数機を購入するもの	
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区店屋町6番25号	
	名 称	株式会社ムサシ 福岡支店	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		現在、都城市の投開票作業で使用する主要選挙機器（交付機、計数機、分類機）は、全て株式会社ムサシ製である。そのため、機器の事前の調整及び点検は、上記事業者に依頼している。 よって、本件については、上記事業者から購入することにより、既存の機器との一体的な調整及び点検が可能となり、また、これらに係る予算執行及び管理の効率化が図れることとなる。 以上の理由により、同事業者と随意契約をするものである	
契約締結日		令和 8 年 5 月 2 9 日	
契約金額		3, 918, 200 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	54
担当課	部課等名	高城_産業建設課	
	電話番号	0 9 8 6 － 5 8 － 2 3 1 0	
工事名		解体第 1 号 第 2 軍神原団地解体工事	
工事概要		簡平 2 軒長屋の解体・処分 N= 3 棟	
契約の 相手方	所在地	宮崎県都城市高城町桜木 1 6 9 3 番地 2	
	名 称	株式会社桜木組	
契約の相手方 の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本件は予定価格が 2 0 0 万円を超えるため、本来は入札により契約相手方を決定すべきですが、築造が昭和 4 1 年と古いことから、詳細な図面がなく、正確な数量の算出が困難で積算することができない。そのため、競争入札に代え、6 者での見積合わせを行うことにより決定することとし、見積合わせを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 日	
工事請負金額		3, 135, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	55
担当課	部課等名	環境政策課	
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 2 1 3 0	
件 名		都城市斎場火葬炉設備機器修繕	
業務等の内容		都城市斎場の火葬炉設備の修繕を行うもの	
契約の相手方	所在地	富山県富山市奥田新町 1 2 番 3 号	
	名 称	株式会社宮本工業所	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本市斎場の火葬炉設備は、上記事業者の設計仕様にに基づき施工している極めて特殊な設備である。 そのため、他の事業者が本業務を履行した場合、点検作業、点検に要する機器及び部品の交換時期の判断、部品の調達等の問題から、火葬炉の使用に著しい支障を来すおそれがあり、また、設置事業者の性能保証も得られない。 以上の理由により、火葬炉設備を導入した上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 日	
契約金額		31, 350, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	56
担当課	部課等名	福祉課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 2	
件 名		高齢者元気ハツラツ商品券交付事業に係るシステム改修業務委託	
業務等の内容		75歳以上の市民に高齢者元気ハツラツ商品券を交付するにあたり、本市の基幹系システムであるAcrocity（以下「基幹系システム」）という。）の改修業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市高千穂通一丁目 6 番 3 8 号	
	名 称	行政システム九州株式会社 宮崎支店	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務については、対象者の抽出や送付状の直接出力が必要になることから、基幹系システムとの連動が必要不可欠である。 なお、基幹系システムは、上記事業者が導入したものであり、本システムの改修については、同事業者でなければ適切かつ確実な履行ができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 日	
契約金額		1, 562, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	57
担当課	部課等名	健康課	
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 2 7 6 5	
件 名		がん検診（個別方式）業務	
業務等の内容		健康増進法（平成14年法律第103号）に基づくがん検診を個別方式で実施する業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市姫城町 8 街区 2 3 号	
	名 称	公益社団法人都城市北諸県郡医師会	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務は、健康増進法に基づき、対象となる市民に、がんの早期発見、早期治療及び正しい健康意識の普及啓発を図るために行うがん検診業務を個別方式（対象者が個別で医療機関を受診できる方式）で実施するものである。 しかし、市には、具体的にどの医療機関ががん検診を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。 以上の理由により、都城北諸県圏内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 日	
契約金額		33, 870, 475 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	58
担当課	部課等名	健康課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5	
件 名		都城市肝炎ウイルス検診業務委託	
業務等の内容		健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、40歳以上の市民を対象に、肝炎の主な原因となるウイルス感染を調べる検診業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市姫城町 8 街区 2 3 号	
	名 称	公益社団法人都城市北諸県郡医師会	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		市には、具体的にどの医療機関が肝炎ウイルス検診を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。 また、本事業の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。 以上の理由より、都城北諸圏内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 日	
契約金額		4, 719, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	59
担当課	部課等名	健康課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5	
件 名		歯周疾患検診業務委託	
業務等の内容		当該年度に満20・30・40・50・60・70歳に到達する都城市民に対して、歯周疾患検診を実施する業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市八幡町 1 1 街区 3 号	
	名 称	一般社団法人都城歯科医師会	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		市には具体的にどの医療機関が歯周疾患検診を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。 また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。 以上の理由により、都城市北諸県圏内の歯科医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を市内で唯一把握している上記法人と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 日	
契約金額		2, 666, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	60
担当課	部課等名	健康課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5	
件 名		データ標準レイアウト改版に係る健康管理システム改修業務委託（歯周病検診）	
業務等の内容		国が示すデータ標準レイアウトの改版に対応するため、本市が使用している健康管理システムについて、必要な機能の改修業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市高千穂通一丁目 6 番 3 8 号	
	名 称	行政システム九州株式会社 宮崎支店	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本システムは、行政システム九州株式会社が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行ができない。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 日	
契約金額		2, 420, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	61
担当課	部課等名	健康課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5	
件 名		骨粗しょう症検診業務委託	
業務等の内容		健康増進法（平成14年法律第103号）に基づいて実施する令和8年度骨粗しょう症検診業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市姫城町 8 街区 2 3 号	
	名 称	公益社団法人都城市北諸県郡医師会	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務を本市が直接実施することは、医師看護師等の医療従事者及び施設がないため、不可能である。 また、受診者に対し、検診結果を基に日常生活の体調管理等の事後指導を行い、受診後の更なる健康増進を促す必要があることから、受診者の利益を考慮した場合、過去の受診記録を活用できる体制が望ましい。 このことから、平成20年度以前から、本業務を委託している都城健康サービスセンターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 日	
契約金額		1, 225, 500 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	62
担当課	部課等名	ふるさと納税課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2	
件 名		a u P A Yふるさと納税 純広告掲載	
業務等の内容		a u P A Yふるさと納税ポータルサイトにおいて、より多くの寄附を獲得するため、バナー広告の表示やメルマガ配信等を実施するもの	
契約の相手方	所在地	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号 KDDIビル	
	名 称	K D D I 株式会社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本市において、a u P A Yふるさと納税ポータルサイトは、4 大ポータルサイト（楽天ふるさと納税・ふるさとチョイス・さとふる・ふるなび）やカブアンド、ANAに次ぐ寄附額をあげているサイトであり、今度も同サイトを利用した多くの寄附が見込まれる。 そのようなサイト内で広告を実施することは、寄附額を伸ばす上で非常に効果的であり、それができるのは上記事業者に特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 日	
契約金額		2, 123, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	63
担当課	部課等名	ふるさと納税課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2	
件 名		致知広告掲載	
業務等の内容		月刊誌「致知」において都城市シティプロモーションの広告掲出を行うもの	
契約の相手方	所在地	東京都渋谷区神宮前四丁目 2 4 - 9	
	名 称	株式会社致知出版	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		月刊誌「致知」は一般の書籍とは異なり、店頭には並ばず定期購読のみの取り扱いではあるものの、購読層は40代～60代の経営者や企業の管理職等が多く、発行部数も12万部を超えている。この世代は働き世代で金銭的にも余裕があり、この世代に都城市を広く P R することで今後多くの寄附が見込める。 本書籍に広告を掲載することは、寄附額を伸ばす上で非常に効果的であり、それができるのは、本書籍の出版元である上記事業者に特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 日	
契約金額		1, 320, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

			番号	64
担当課	部課等名	会計課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 0 5 7 1		
件 名		財務会計システム定期支払機能追加対応業務委託		
業務等の内容		本委託業務は、本市が導入している財務会計システムに定期支払機能を追加するために必要な改修を行うもの		
契約の相手方	所在地	東京都江東区新木場一丁目 1 8 番 7 号		
	名 称	NECソリューションイノベータ株式会社 営業部門		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		財務会計システムは、上記事業者が提供するものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、その後、システムに不具合が発生した際の責任の所在が不明確となり、業務に支障を来す恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 日		
契約金額		2, 904, 000 円		

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	65
担当課	部課等名	教育政策課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3	
件 名		令和8年度今町小学校水泳授業民間プール活用業務委託	
業務等の内容		水泳授業のための施設利用及び、授業に必要な練習用器具の使用、学校から施設間のバスでの送迎業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市宮丸町3021番地	
	名 称	株式会社フィットピア	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		学校の教育課程上、授業時間は限られており、本件のように民間施設を利用し ての水泳授業では、学校施設を利用する水泳授業と比べて移動に時間を要する。 上記の事業者は今町小学校に最も近いプール施設を運営しており、仮に他の事業 者に委託した場合、上記事業者と比べ移動により多くの時間を取られてしまい、 これまでと同様の授業時間が確保できない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 日	
契約金額		1, 258, 400 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	66
担当課	部課等名	消防局総務課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 2	
件 名		消防局職員救急救命士健康診断及び予防接種等業務	
業務等の内容		消防局職員に実施する、救急救命士健康診断、結核予防検査、各種予防接種及び各種抗体検査を行う業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市姫城町 1 2 街区 4 号	
	名 称	医療法人敬仁会瀬ノ口醫院	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務の履行に適した医師の選定は、本市では専門的な情報不足により非常に困難であるため、本市職員課より公益社団法人都城市北諸県郡医師会に適切な医師の推薦を依頼し、5名の候補者の推薦を受けている。 推薦された候補者については、専門や過去の実務経験等により本市の各機関に割り振りがなされ、上記医療機関の院長は、過去の実績等を考慮し、本業務に最も適しているとして割り振られたものである。 以上の理由により、上記医療機関と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 日	
契約金額		1, 564, 240 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	67
担当課	部課等名	資産税課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 4	
件 名		固定資産標準宅地の時点修正業務委託（Aブロック）	
業務等の内容		地方税法（昭和25年法律第226号）附則第17条の2第1項の規定により、地価の変動率を令和9年度固定資産税土地評価に反映させる必要があることから、固定資産標準宅地の鑑定評価価格に修正を加えるための地価変動比率算出の業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市前田町15街区10の2号	
	名 称	株式会社今村鑑定補償	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当	
		固定資産の土地評価は、単に個別地点について行う鑑定評価とは異なり、他の公的土地評価及び隣接標準宅地との均衡を図りつつ、面的に大量に評価を行うものである。業務の履行に当たっては、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、3年に一度の基準年度に土地評価の見直しを行い、原則、基準年度の価格を3年間据え置くこととされているが、地価の著しい下落がみられる地域については、据置き年度においても、地方税法の土地の価格の特例により価格の修正を行うこととされている。 そのため、Aブロックにおける固定資産標準宅地の鑑定評価価格に修正を加える地価変動比率算出業務（以下「時点修正」という。）は、令和8年1月1日現在のAブロック標準宅地の鑑定評価価格に、ブロック内の標準宅地の地価動向を把握した上で修正を行うものであり、令和7年度においてAブロックの鑑定評価業務を受託し、その後もその標準宅地の価格動向に精通している上記事業者が引き続き業務を行うことにより、適正かつ均衡のとれた時点修正を行うことができる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和8年6月5日	
契約金額		3,069,880 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	68
担当課	部課等名	資産税課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 4	
件 名		固定資産標準宅地の時点修正業務委託（Bブロック）	
業務等の内容		地方税法（昭和25年法律第226号）附則第17条の2第1項の規定により、地価の変動率を令和9年度固定資産税土地評価に反映させる必要があることから、固定資産標準宅地の鑑定評価価格に修正を加えるための地価変動比率算出の業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市安久町6043番地3	
	名 称	株式会社旭総合コンサルタント	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当	
		固定資産の土地評価は、単に個別地点について行う鑑定評価とは異なり、他の公的土地評価及び隣接標準宅地との均衡を図りつつ、面的に大量に評価を行うものである。業務の履行に当たっては、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、3年に一度の基準年度に土地評価の見直しを行い、原則、基準年度の価格を3年間据え置くこととされているが、地価の著しい下落がみられる地域については、据置き年度においても、地方税法の土地の価格の特例により価格の修正を行うこととされている。 そのため、Bブロックにおける固定資産標準宅地の鑑定評価価格に修正を加える地価変動比率算出業務（以下「時点修正」という。）は、令和8年1月1日現在のBブロック標準宅地の鑑定評価価格に、ブロック内の標準宅地の地価動向を把握した上で修正を行うものであり、令和7年度においてBブロックの鑑定評価業務を受託し、その後もその標準宅地の価格動向に精通している上記事業者が引き続き業務を行うことにより、適正かつ均衡のとれた時点修正を行うことができる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和8年6月5日	
契約金額		1,804,330 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	69
担当課	部課等名	地域振興課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 2	
件 名		新市誕生20周年記念事業九州交響楽団with廣津留すみれ開催業務委託	
業務等の内容		九州交響楽団総勢約70名のフルオーケストラによる本格的な演奏会で、世界的ヴァイオリニストの廣津留すみれ氏がソリストとして出演。総合文化ホール開館20周年記念を兼ねて、新市誕生20周年記念事業の開催業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市北原町 1 1 0 6 番地 1 0 0	
	名 称	公益財団法人都城市文化振興財団	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		公益財団法人都城市文化振興財団は、都城市とその周辺地域における芸術文化の向上及び振興を図るための事業を行うとともに、地域住民の主体的で創造的な芸術文化活動を促進し、豊かな地域文化の発展と形成に寄与するといった、本来、市が直接取り組むべき役割を担うことを目的として設立された法人である。 また、同法人は、現在、都城市総合文化ホールの指定管理者であり、本事業は総合文化ホール開館20周年記念を兼ねている。 本事業は、オーケストラの魅力を伝えるとともに、音楽を通じて、市民に感動や喜びを提供することを目的として実施するもので、その趣旨は、同法人の設立趣旨と一致し、また、本事業を実施可能な団体は同法人のほかにはない。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 5 日	
契約金額		8, 514, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	70
担当課	部課等名	地域振興課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 2	
件 名		小中学校アウトリーチ事業委託	
業務等の内容		多感な小中学生に優れた芸術を身近に感じてもらい、生の演奏や演技を体感する機会を提供することにより、豊かな情操を培い、その健全な育成を図るとともに、地域文化の振興に資することを目的に実施する事業を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市北原町 1 1 0 6 番地 1 0 0	
	名 称	公益財団法人都城市文化振興財団	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		公益財団法人都城市文化振興財団は、都城市とその周辺地域における文化芸術の向上及び振興を図るための事業を行うとともに、地域住民の主体的で創造的な文化芸術活動を促進し、豊かな地域文化の発展と形成に寄与するといった、本来、市が直接取り組むべき役割を担うことを目的として設立された法人である。 本事業は、小中学生に優れた芸術を身近に感じてもらうとともに、生の演奏及び演技の体験を通じて、「豊かなこころづくり」を進めることを目的に実施するものであり、その趣旨は、同法人の設立趣旨と一致し、本事業を実施可能な団体は市内に同法人のほかにはない。また、同法人でのアウトリーチ事業の受託実績は10年以上に及び、本市の文化教育の普及と向上に大きく貢献している。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 8 日	
契約金額		6, 678, 661 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	71
担当課	部課等名	みやこんじょ P R 課	
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 2 6 1 5	
件 名		山田泉源温泉深井戸水中ポンプ入替修繕	
業務等の内容		かかしの里ゆぼっぱ他施設に温泉を供給している泉源の深井戸水中ポンプ及び揚湯管の入替修繕を行うもの	
契約の相手方	所在地	鹿児島県鹿児島市田上町 4 3 5 1 番地	
	名 称	川幸産業株式会社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本修繕の施工に当たっては、修繕箇所のみでなく、泉源設備の保守を統合的に理解し、施工後の試運転等も含め総合的に修繕の結果が確認できることが必要である。 上記事業所は、かかしの里ゆぼっぱの泉源設備の保守を行っている専門事業者であるため、システムを含む施設設備全般に精通しており、施工後の試運転調整もスムーズにできる。 仮に他の事業者が本修繕を施行した場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 9 日	
契約金額		12, 813, 020 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	72
担当課	部課等名	スポーツ政策課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6	
件 名		ZOZOマリンスタジアム「キャンプ地 都城DAY」 イベント開催業務委託	
業務等の内容		ZOZOマリンスタジアムで実施する「キャンプ地 都城DAY」のイベント開催業務委託を行うもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市都北町 5 2 2 5 番地 1	
	名 称	都城プロ野球キャンプ協力会	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		令和 7 年 2 月に本市では初めてとなる千葉ロッテマリーンズ（以下、「マリーンズ」という。）の 2 軍キャンプが開催された。このキャンプでは、民間主導で設立された都城プロ野球キャンプ協力会（以下、「協力会」という。）が中心となり、おもてなし業務等を受託・運営するとともに、キャンプの継続開催に向けた働きかけを行った結果、令和 8 年 2 月には、本市では初となる 1 軍キャンプが開催される運びとなった。 1 軍キャンプは 2 軍キャンプに比べ、来場者やメディア露出が大幅に増加することから、本市の P R や観光誘客、地域経済の活性化に大きく寄与し、この効果を継続的に得るためには、1 軍キャンプの継続開催が極めて重要である。 今後の 1 軍キャンプ継続開催実現には、「キャンプ地 都城DAY」を通じ、マリーンズとの関係性をより強固なものとする必要がある。協力会は都城市でのプロ野球キャンプの継続的開催を目的に設立されている団体であり、前述のとおり、既にマリーンズとの信頼関係を培っている。本業務を通じて更なる関係性の構築と本キャンプの継続開催を働きかけるには、協力会以上の団体はない。 以上の理由により、協力会と随意契約を行うものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 0 日	
契約金額		13, 863, 410 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	73
担当課	部課等名	教育政策課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3	
件 名		学校用パソコン等修繕 志和池小学校ほか4 9 件	
業務等の内容		市内小・中学校に配置されている校務支援システム等の学校用システムで利用する端末の内、故障した端末の修繕を行うもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市花繰町20号8番地	
	名 称	株式会社システム・ナイン	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		当該端末の調達契約において、故障した端末等の回収や修繕内容に応じたメーカーへの端末の発送を上記業者が行うことになっている。 また、端末の修繕後に、システムやネットワーク用の設定を修繕前と同等の状態にして納品する必要があることから、本業務は、当該端末の調達契約業者であり、また、市内小・中学校の校内ネットワークの導入・整備を行った上記事業者でなければ履行できない。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 0 日	
契約金額		1, 688, 280 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	74
担当課	部課等名	森林保全課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 2	
件 名		令和 8 年度 森林保険	
業務等の内容		持続的な森林経営を進めるため、8つの災害（火災・風害・水害・雪害・干害・凍害・潮害・噴火災）を補償する森林保険に継続加入するもの	
契約の相手方	所在地	神奈川県川崎市幸区堀川町66-2 興和川口西口ビル9F	
	名 称	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		森林に対する保険は、森林災害に対するセーフティネットとしての重要な役割を果たしているが、民間の損害保険会社が取扱っているのは森林火災保険のみであり、気象災（風害・水害・雪害・干害・凍害・潮害）や噴火災まで対象としている保険は森林保険（旧森林国営保険）のみである。 本市で特に考慮すべき森林災害は風水害であるが、風水害を対象とする保険は森林保険のみであるため、当該保険を取り扱っている上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 2 日	
契約金額		8, 235, 555 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	75
担当課	部課等名	福祉課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 2	
件 名		高齢者元気ハツラツ商品券交付事業に伴う商品券配送等業務委託	
業務等の内容		高齢者元気ハツラツ商品券交付事業に伴う商品券配送等業務を行うもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市中町 1 4 番 1 8 号	
	名 称	日本郵便株式会社都城郵便局	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		現金及び現金類似物（商品券等）の送付は、郵便法第17条により原則禁止となっており、書留等の特殊取扱郵便物による場合のみ送付可能である。 また、郵便法第4条では、郵便の業務は日本郵便株式会社が行うものと規定されており、特殊取扱郵便物の取り扱いは、日本郵便株式会社のみが認められている。 本業務を実施するに当たっては、金券を直接送付するため、運送・配達においてより確実な手段が必要とされる。上記事業者が提供するゆうパックや簡易書留といった配達方法は、基本的に対面での受け渡しであり、受領印やサインが必要となるため、確実な配達が保証できる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 2 日	
契約金額		21, 653, 376 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	76
担当課	部課等名	住宅施設課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 8 1	
件 名		令和 8 年度都城市営住宅定期点検業務委託	
業務等の内容		建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第 2 項の規定に基づき、市営住宅の定期的な点検を 1 級、 2 級建築士等にて実施するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 9 番 1 9 号 建設会館 4 F	
	名 称	一般社団法人宮崎県建築士事務所協会	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務の履行に当たっては、3 年以内に実施することが同法施行規則（昭和25 年建設省令第40号）に定められており、一定水準以上の点検の精度、報告資料等の統一性及び継続性並びに安定した業務の実施が求められる。 以上の点について、上記事業者は県内施設の定期点検業務を受注している実績があり、点検の精度、報告資料等については協会内で統一され、均一的な成果内容が期待できる。また、上記事業者は市内及び県内多数の建築設計事務所で構成されており、人員不足や廃業等の心配が無く、継続的な業務委託の締結が可能であると考えられる。 以上の理由により、上記事業者を随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 2 日	
契約金額		3, 894, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	77
担当課	部課等名	都城島津邸	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6	
件 名		都城島津邸建造物調査業務委託	
業務等の内容		都城島津邸の建造物を文化財として保存していくために、都城島津邸建造物 8 件の文化財調査業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	京都府京都市中京区壬生坊城町 4 8 - 3 壬生坊城第 2 3 - 4 1 9	
	名 称	合同会社環境文化保存計画菅澤一級建築士事務所	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		都城島津邸の建造物 8 件（都城島津家住宅 主屋・離れ・内蔵・外蔵・石蔵・剣道場・社・御門）は、その歴史性や明治以降の建築学的特徴を有する貴重な文化財として、都城市文化財に指定されている。今後、県指定・国指定等の上位指定を目指すにあたり、その構造や工法、部材等について、文化財的な調査を実施し、調査結果を反映した調書を整えるよう文化庁及び県教育委員会より指示を受けている。よって、調査にあたっては、文化財（建造物）に関する高い知識と文化財調査・修理を実施できる資格（上級文化財保存修理技術者）を持つ業者に委託する必要がある。この資格を取得するためには、国指定文化財修理に係る設計又は施工監理の経験、及び文化財建造物の施工監理等に5年以上の実務経験を有し、かつ文化庁の選考にて選定されなければならない。 この点について、上記業者は、本業務の履行に必要な資格を有し、かつ、国指定文化財である鹿児島神宮や霧島神宮の修理に係る設計監理、当館における本宅・外蔵・内蔵修理に係る設計監理（R 4）、御門修理に係る設計監理（R 5）などの実務経験及び実績を有している。 こうしたことから、本業務の目的に最も合致した上記業者と随意契約を締結するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 2 日	
契約金額		3, 047, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	78
担当課	部課等名	都城島津邸	
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 2 1 1 6	
件 名		都城島津家史料修復事業業務委託	
業務等の内容		都城島津家史料である掛軸・古文書の修復業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	福岡県筑紫野市塔原東3丁目3－11 オフィスパレア筑紫野Ⅷ1号	
	名 称	修理工房宰匠株式会社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当	
		都城島津家史料の掛軸及び古文書（以下、「当該史料」）は、損傷が激しいため、修復し、展示公開に耐えられるよう処置する必要がある。 当該史料は全国的にも貴重な歴史遺産と評価されており、将来的に国の指定を目指しているため、特に高いレベルの修復技術を有する事業者へ委託する必要がある。 上記事業者は、絵画・古文書の修復について、高い技術を有する事業者として文化庁の認定を受けている。また、上記業者は九州で唯一、一般社団法人国宝修理装こう師連盟（※）に加盟している。 上記事業者の工房は九州国立博物館（以下、「九博」）にあり、所蔵品の修理も担っている。九博は、九州地域の博物館を主導する館であり、九博が密に連携している上記事業者は文化財保存修復に関する信頼性が高い。加えて、本館の史料修復及び史料調査の実績から、本館史料への深い知見を有している。 以上の理由により、本業務の目的に最も合致した履行が可能である上記事業者と随意契約するものである。 ※一般社団法人国宝修理装こう師連盟…文化財の保存継承のために、文化庁が選定する修復技術保存団体。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 2 日	
契約金額		2, 272, 923 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	79
担当課	部課等名	競技運営課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 2	
件 名		駐車場混雑可視化システム運用業務	
業務等の内容		8 月に国スポリハーサル大会として開催される第81回九州陸上競技選手権大会及び男子第71回女子第70回 全日本実業団ソフトテニス選手権大会に際し、大会期間中の競技会場周辺の交通混乱を未然に防止するため、一般観覧者用駐車場の満空情報をAIカメラによりリアルタイムで自動計測・可視化するシステムを構築・運用する業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市中町 1 街区 7 号 9F	
	名 称	B T V株式会社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		リアルタイムでの駐車場混雑情報の提供は利用者への影響が大きく、不具合発生時に現場の混乱や周辺道路の渋滞を誘発してしまう恐れもあるため、迅速に現場到着・復旧が可能な緊急対応体制を有する市内近辺の事業者を選定する必要がある。 また、今回利用する駐車場には、この業務のための商用電源の確保や大規模な通信回線工事が不可能であり、自律型電源や通信システム、配信フォームの調整などを一体的に短時間で確実に構築する必要がある。 上記条件に加え、リハーサル大会期間である約 1 ヶ月間のみシステムの構築・運用という短期間での履行が可能な事業者を選定した結果、上記事業者のみが対応可能であった。 上記の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 2 日	
契約金額		2, 002, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

			番号	80
担当課	部課等名	職員課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9		
件 名		ストレスチェック検査等業務委託		
業務等の内容		労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10の規定に基づき、ストレスチェック検査及びストレスチェック結果の集計・分析を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市姫城町 8 街区 2 3 号		
	名 称	公益社団法人都城市北諸県郡医師会		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		ストレスチェック検査等は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10の規定により事業所に義務付けられたものである。 本業務は、職員のメンタルヘルスダウンを未然に防止する等の健康管理を目的に実施するものであり、毎年行っている職員の定期健康診断の結果と併せて分析等を行うとともに、検査結果等を同様に管理していく必要がある。現在、職員の定期健康診断は都城健康サービスセンターで実施しており、同センターの指定管理者は上記法人となっている。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 5 日		
契約金額		1, 104, 400 円		

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	81
担当課	部課等名	山田_産業建設課	
	電話番号	0 9 8 6 － 6 4 － 1 1 1 3	
件 名		四方面山紅葉の森維持管理業務委託	
業務等の内容		山田町山田四方面山整備区域の下草整備に関する業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市早鈴町5085番地	
	名 称	都城森林組合	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務を実施するためには、通常のコ刈り業務等とは異なり、造林・育林作業等の特殊な技術及び労務の確保を必要とし、かつ、山林という現場に精通していなければならない、受注者には経験豊富な人材と組織力が求められる。 上記事業者は、類似業務に豊富な実績を有し、本業務の受注者として必要な上記の条件を満たし、確実な業務遂行が可能な唯一の事業者である。 以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 5 日	
契約金額		1, 716, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	82
担当課	部課等名	ふるさと納税課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2	
件 名		都城市特産品紹介用画像作成業務委託	
業務等の内容		ふるさと納税返礼品取扱事業者が取り扱う都城市の特産品の魅力を最大限に引き出し、特産品としての価値を高めることを目的に、インターネットや紙媒体で紹介する際の高品質な画像を作成委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市上川東4-5975-1 都城サンプラザホテル 2 階	
	名 称	Y A C K デザイン株式会社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		画像については、ふるさと納税ポータルサイトでの使用頻度が高いため、単なる商業デザインの枠を超えた「ふるさと納税特有の購買行動マーケティング」に対する深い知見が求められる。上記事業者は、高品質な写真撮影技術やキャッチコピー作成力を一貫して提供できるだけでなく、昨年度1月と3月に本市が上記事業者を含めた 3 者で実施した試験的運用において、転換率（商品ページ閲覧者が寄附に至る割合）を平均40%向上させるという、他者にはない極めて顕著な実証成果を上げている。さらに、ふるさと納税ポータルサイトにおけるプロモーションにおいては、本市のブランドイメージを伝えるページのデザインを統一することが重要であり、ここに複数の業者が参入した場合、デザインや表現の統一性が損なわれ、サイト全体の見栄えが著しく悪化するだけでなく、本市のブランドイメージが不透明になり、結果として寄附獲得の機会損失を招くリスクがある。 また、上記事業者は、市内に事業所を構え、市内事業者との緊密な連携・迅速な調整が可能であるという地理的優位性に加え、すでに実証された高い広告効果と、本市のブランディング戦略への深い理解を兼ね備えている。既存の統一されたデザインを維持しつつ、実証された効果を最大化できる事業者は上記事業者において他になく、他者への代替は不可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 5 日	
契約金額		11, 413, 325 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

			番号	83
担当課	部課等名	競技運営課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 2		
件 名		地域交流シェアサイクル賃貸借		
業務等の内容		令和 8 年 8 月の国スポリハーサル大会開催にあわせ、霧島酒造スポーツランド都城及び J R 山之口駅の区間で、大会期間中を含む期限付きで電動アシスト付自転車のシェアサイクルサービスを実施するための自転車を賃貸借するもの		
契約の相手方	所在地	東京都港区虎ノ門三丁目 8 番 8 号		
	名 称	株式会社ドコモ・バイクシェア		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		今回実施するシェアサイクル事業は、期限付きの実証事業であり、本市単独でのゼロからの構築ではなく、すでに県内で普及している車両やプラットフォーム（アプリ・会員基盤・保守等）を活用することで、導入コストの抑制と最短期間でのサービス開始を可能とする必要がある。 それにより、国内や県内の一部においてシェアサイクル事業を展開する企業は複数存在するものの、本件は短期間の期限付き事業であるため、本市周辺に十分な基盤を持たない事業者を選定した場合、車両の長距離輸送やシステム構築費など多大な初期コストと準備期間が発生し、実証事業としての経済性と即時性が著しく損なわれる。 上記条件により、県内でシェアサイクルを運用している 3 事業者に対応確認を行った結果、対応可能であったのは上記事業者のみであった。 上記事業者は、県内200か所以上のサイクルポートと多数車両の導入・稼働している実績があり、また、県内や他地域で既に同社のプラットフォームを利用している来場者は、新たなアプリ登録等の手続きを経ることなく利用できるため、大会期間中における確実な利用促進効果が見込まれる。 上記の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 5 日		
契約金額		2, 481, 600 円		

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	84
担当課	部課等名	環境政策課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0	
件 名		都城市環境美化の日等雑草・雑木等処理業務委託	
業務等の内容		「都城市環境美化の日」（7月の第4日曜日を基準）及び「クリーンアップ宮崎」（11月の第2日曜日を基準）における清掃作業により排出される一般廃棄物（雑草・雑木等）の処理業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市都北町4970番地	
	名 称	株式会社園田産業	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当	
		本業務は、本来は、刈草、剪定枝、竹、幹及び根株のそれぞれについて入札を行い、単価契約を締結するものであるが、種類ごとに受注者が異なった場合、分別作業に負担が掛かり、搬入先が異なることで市民に対し混乱を招くおそれがあるため、複数単価により同一の事業者と契約を締結するものである。なお、本業務の履行に当たっては、刈草、剪定、枝、竹、幹及び根株全てを自社において処分することが必要であるが、このような要件を満たす事業者は上記事業者しかいない。また、上記事業者は、堆肥化处理により搬入物の処理を行うため、ごみ減量化も見込まれる。 以上の理由により、搬入する市民の混乱防止、処理可能種別、堆肥化の点から上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和8年6月17日	
契約金額		2,851,750 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	85
担当課	部課等名	環境政策課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0	
件 名		都城市環境美化の日等参加者保険	
業務等の内容		「都城市環境美化の日」及び県民総ぐるみ運動「クリーンアップ宮崎」に参加される方の傷害保険・賠償責任保険	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市郡元 4 丁目 2 4 番地 3	
	名 称	有限会社ビーフォーユー	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		当該契約は、傷害保険（刈払機使用者を含む）及び賠償責任保険に加え、高気温下の作業による熱中症等への医療保険が必要となる特殊な仕様であるが、業務の履行可能な業者が競争入札参加資格事業者名簿に登載されていない。また、競争入札参加資格事業者名簿に登載されていない市内保険業者のうち、上記仕様を満たす保険を取り扱う業者は上記事業者のみである。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 7 日	
契約金額		1, 026, 680 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	86
担当課	部課等名	文化財課	
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 9 5 4 7	
件 名		相原第1遺跡発掘調査に係る測量機器及びシステム賃貸借	
業務等の内容		相原第 1 遺跡発掘調査で使用する測量機器及びシステムの賃貸借	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市新栄町11-1	
	名 称	株式会社久永 宮崎支店	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		令和 8 年に着手予定の相原第 1 遺跡発掘調査事業において、測量機器及び遺跡調査補助システム（以下システムという。）を使用した測量作業、図面作成等を予定している。システムについては、現在文化財課で導入している遺跡調査用ホストコンピュータに、既にインストールされているシステムと同じものを使用する必要がある。本賃貸借においては、遺跡発掘事業で使用する測量機器に同システムを別途インストールした上で、現場での測量等を行うものである。 また、ホストコンピュータ及びホストコンピュータにインストールされているシステムは、上記事業者から賃貸借しているものであるため、仮に上記事業者以外と契約した場合、測量機器とホストコンピュータとのデータ処理や、図面作成業務でのトラブルが発生した際の対応窓口が一本化されず、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由から、当該事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 7 日	
契約金額		3, 411, 100 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	87
担当課	部課等名	生涯学習課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 5	
件 名		都城市立図書館空調設備修繕	
業務等の内容		都城市立図書館（以下、「本図書館」という。）の空調設備の経年劣化に伴う部品交換、配管温度計・熱量演算計の故障に伴う取替修繕及びドレンパンの定期整備を行うもの	
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区堅粕三丁目16番41号	
	名 称	日本空調サービス株式会社 九州支店	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当	
		本図書館の利用者が、快適に施設を利用するためには、本図書館の空調機能が、常に正常に稼働するよう整備しなければならない。そのため、年間約360日間、午前9時から午後9時まで長時間開館している本図書館の空調設備については、定期的な修繕及び整備が求められる。 上記事業者は、現在、本図書館の空調設備の保守点検業務を受託しており、同設備の運転状況や部品劣化等の把握に熟知している。 今回の修繕は、空調設備のうち配管温度計・熱量演算計の取替修繕を行うものであり、修繕完了後の一定期間の動作確認や微調整を伴うもので、日常の空調設備の保守点検と一体的に行う事が求められる。 以上のことから、保守点検事業者である上記事業者と随意契約するものである	
契約締結日		令和8年6月18日	
契約金額		3,470,500 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	88
担当課	部課等名	教育政策課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3	
件 名		令和 8 年度学習用コンピューター式貸貸借	
業務等の内容		国の補助事業である公立学校情報機器整備事業（公立学校情報機器購入事業）を活用し、小・中学校の児童生徒の学習用コンピュータを、1 人 1 台端末（以下「端末」という。）として貸貸借するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市高千穂通二丁目 1 番 1 6 番	
	名 称	N T T 西日本株式会社 宮崎支店	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		公立学校情報機器整備事業（公立学校情報機器購入事業）では、県及び県内市町村で構成する共同調達会議による共同調達が補助要件とされており、本県では、宮崎県及び県内市町村で宮崎県GIGAスクール構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置して共同調達を行っている。 共同調達先である事業者は、協議会が実施する公募型プロポーザルにより、書類審査、公募者プレゼンテーションへの価格審査及び技術審査を経て、上記業者が優先交渉者として選定された。 以上により、協議会が優先交渉者に選定した上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 2 2 日	
契約金額		436, 282, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	89
担当課	部課等名	市民課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8	
件 名		戸籍附票システム旧氏改修業務委託	
業務等の内容		マイナンバーカードへの旧氏の振り仮名及びローマ字表記等を実現することを目的とし、住民基本台帳法等の一部改正に基づき、戸籍の附票へ旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するため、戸籍附票システムを改修するもの	
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 1 4 番 1 号	
	名 称	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 西日本支店	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		現在、整備されている戸籍総合システムは、平成 1 7 年度市町合併時、統合業務を上記事業者に委託し、同事業者が導入したものである。 本業務履行に当たり、ハードウェア及びソフトウェアの専門知識を有すること、本市の仕様で設定された本システムの内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 この点、上記事業者は、現行システムの開発者であり、既戸籍データを円滑に改修できる唯一の事業者である。上記事業者でなければ本業務の適切確実な履行はできない。 仮に他の事業者が本作業を履行した場合、障害発生時の迅速な対応が難しく、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである	
契約締結日		令和 8 年 6 月 2 3 日	
契約金額		1, 848, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	90
担当課	部課等名	こども家庭課	
	電話番号	0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1	
件 名		令和 8 年 6 月データ標準レイアウト改版に係る健康管理システム改修業務委託	
業務等の内容		健康管理システムにおけるデータ標準レイアウトの改版に伴い、システム改修を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市高千穂通一丁目 6 番 3 8 号	
	名 称	行政システム九州株式会社 宮崎支店	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		健康管理システム（以下「システム」という。）は、上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行ができない。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 2 3 日	
契約金額		3, 432, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	91
担当課	部課等名	農産園芸課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 5	
件 名		基幹水利施設管理事業 木之川内ダム放流設備保守点検業務委託	
業務等の内容		木之川内ダムに据付けてある放流設備の保守点検を委託するもの	
契約の相手方	所在地	佐賀県佐賀市伊勢町 1 5 番 1 号	
	名 称	株式会社ミゾタ	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		当該放流設備は、木之川内ダム建設事業の事業主体であり、施設所有者でもある国（農林水産省）が、上記事業者の開発した専用の設備を採用し導入したものである。 平成 2 3 年度から、都城市が国から委託を受け、木之川内ダムの管理を行っているが、本業務の履行に当たっては、上記事業者でなければ適切かつ確実な保守点検を実施することができない。 また、仮に他の事業者が本業務を履行し設備に不具合が発生した場合は、責任の所在が不明瞭となるばかりでなく、ダム施設管理に支障を来す恐れもある。 以上の理由により、上記事業者との随意契約を締結するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 2 4 日	
契約金額		1, 155, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	92
担当課	部課等名	農村整備課	
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 2 4 2 7	
件 名		県単農業農村整備計画策定事業 今屋地区 事業計画構想設計業務委託	
業務等の内容		構想計画 排水路 N=1.0式 経済効果算定 N=1.0式 打合わせ N=3.0回	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市柳丸町 3 8 8 番地 1 4	
	名 称	宮崎県土地改良事業団体連合会	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務は、土地改良事業に係る構想計画及び事業計画の策定並びに経済効果算定を行うものであり、農業農村整備事業制度、採択基準及び費用対効果算定手法に関する専門的知識と豊富な実務実績経験を必要とする。また本業務の実施には、国・県、土地改良区等の関係機関との調整が必要である。 上記団体は、県内の土地改良事業に関する技術支援機構として設立されたものであり、本業務の実施に必要な専門知識に加え、国・県、土地改良区等の調整に関する豊富な実績経及び過去の土地改良事業に係る資料や技術情報を蓄積しており、これらを活用した効率的かつ適切な業務遂行が可能なのは上記団体だけである。 以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 2 5 日	
契約金額		2, 805, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	93
担当課	部課等名	みやこんじょ P R 課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5	
件 名		母智丘公園くまそ広場インクルーシブ遊具設置業務委託	
業務等の内容		母智丘公園くまそ広場インクルーシブ遊具設置業務委託	
契約の相手方	所在地	広島県福山市御幸町大字中津原 1 7 8 7 番地の 1	
	名 称	タカオ株式会社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、母智丘公園くまそ広場インクルーシブ遊具設置業務委託プロポーザル実施要領に基づき、指名型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、令和 8 年 4 月 2 3 日に 4 者を指名し、技術提案書の提出を提出した結果、2 者から提出があった。その後、提出された技術提案書を基に、5 月 2 7 日に選定委員会にて、プレゼンテーション審査を実施した。 プレゼンテーション審査では、テーマ・コンセプト、遊具の構成要素、安全対策、維持管理、技術審査及び価格審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 2 6 日	
契約金額		30, 308, 960 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	94
担当課	部課等名	維持管理課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2	
委託業務名		令和 8 年度 単災測 第 1 号 田野 4 6 2 号線 測量設計業務委託	
業務概要		令和 8 年 6 月 1 8 日から 1 9 日に発生した梅雨前線豪雨により被災した道路の災害復旧工事に伴い、調査・測量・設計を行うもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市金田町 2 5 6 5 番地 4	
	名 称	有限会社ホクト開発	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 5 号該当	
		被災箇所である一般市道田野462号線は、梅雨前線豪雨の影響により路肩部が崩壊したため、片側交互通行規制を実施している。被災箇所は地山が露出しており、非常に不安定な状況にあるため、早急に対処しなければ被害がさらに拡大する可能性が極めて高い。 また、国への災害査定申請にあたり、査定までの準備期間が短く、速やかに測量・設計業務に着手する必要がある。災害査定に必要な図面の作成や復旧工法の検討等も早急に行わなければならないため、本件については競争入札に付する時間的余裕がない。 そのため、実績のある業者が複数在籍している都城地区建設コンサルタント協会に相談したところ、当該業者が迅速な対応が可能と連絡があった。以上の理由により、上記業者と随意契約を締結するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 2 6 日	
業務委託料		3, 960, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	95
担当課	部課等名	財産活用課	
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 2 6 7 2	
件 名		庁舎非常用放送設備修繕	
業務等の内容		庁舎地下2階に設置してある非常放送設備に障害が発生しているため修繕するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市早鈴町1496番地	
	名 称	九州電通建設株式会社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		非常放送設備の不具合は、人命にかかわる重大な問題であるため、早急に非常放送設備を復旧させる必要がある。 本修繕の施工に当たっては、適切かつ確実な施工を行うことはもとより、改修後の機器に故障が生じた場合、行政事務の停滞を最小限に抑えるため速やかに復旧が図れるようにすることが重要である。 この点、上記事業者は、本庁舎における非常用放送設備の導入事業者であり、現在の保守事業者でもあるため、これらの回線に精通しており、確実な施工が可能である。 また、仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、導入事業者、保守事業者及び改修事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えない。さらに、責任の所在も不明確となり、行政事務に多大な影響を来す可能性がある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 3 0 日	
契約金額		10, 560, 000 円	